

〈資料紹介〉

世界連邦憲章（案）

世界連邦にいたる、より現実的な道程

札幌大学教授 金子 利喜男

目 次

はじめに

頁

| | |
|-------------------|-------|
| 前文 | ・・・・・ |
| 第1章 目的と原則 | ・・・・・ |
| 第2章 戦争禁止と平和教育 | ・・・・・ |
| 第3章 入会と会員の種類 | ・・・・・ |
| 第4章 機関と投票権 | ・・・・・ |
| 第5章 府長 | ・・・・・ |
| 第6章 総会 | ・・・・・ |
| 第7章 平和理事会 | ・・・・・ |
| 第8章 行政理事会 | ・・・・・ |
| 第9章 財政理事会 | ・・・・・ |
| 第10章 司法理事会 | ・・・・・ |
| 第11章 青年部 | ・・・・・ |
| 第12章 紛争の平和的解決 | ・・・・・ |
| 第13章 軍備縮小と世界連邦への道 | ・・・ |
| 第14章 世界連邦の樹立 | ・・・・・ |
| 第15章 第2次世界連邦憲法 | ・・・・・ |
| 第16章 最終規定 | ・・・・・ |

はじめに

現状の世界 現代の世界は分権的である。原論として、国家は国家主権を有し、独立していて他国に従属せず、それぞれ自国領土と自国民を統治し、そこで立法、行政、司法をおこなう。国際立法の分野においては、国連または他の国際会議で採択された条約であっても、当該条約に批准しない国家については、その条約は拘束力がない。国際連合は、加盟国を一般的に拘束できる立法機能をもっていない。また国際司法をみても、現代の国際社会は、法治社会からほどとおい。裁判所は、法の究極の番人であるとみられているが、国際社会に存在する裁判所は、限定的な裁判権を有するにすぎない。

国内社会で、罪を犯した者が裁判に同意しないかぎり、裁判所は裁判をおこなうことができない、などという限定的裁判権の制度をとる国が世界にあるであろうか。皆無である。なぜか。それは、そのような制度をとると、社会が無法状態になるからである。

ところが、国際社会は、そのような法制度になっている。国際裁判所は、原則として、紛争国の合意なしに裁判権を行使できない。それゆえ、あちらこちらで違法行為が是正されないまま、ときには明白な法的問題についてさえ、独善的な水掛け論が何十年もつづき、赤裸々な侵略的行為でさえ処罰されずに横行することがある。それに国際社会では、おおくの国家が軍隊を保有し、いずれも自己の軍事行動を正当化しつつ、武力を行使する。

世界連邦府憲章 筆者の今回の構想は、司法的な制度にとどまらない。この私案は、世界の立法、行政、司法の3分野におよび、かつ現代の分権的国際社会から、より集権的な国際社会、すなわち、世界連邦にいたる道程を提示している。筆者の構想している「世界連邦」の概念は、ふつう考えられている世界連邦のそれと類似しているが、より現実的な方法を採用したため、かなり集権的なものとして想定されている世界連邦よりは分権的である。ただし、第2次世界連邦憲法は、より集権的に世界連邦を構想している。

たんに構想だけでなく、筆者はその世界連邦の樹立に貢献するNGOの設立も提案する。とりあえず、私案段階では、そのNGOを世界連邦府、英語でEarth Federation Governance、略称は「府」と仮称するが、ここで提示されている府の憲章（案）は、世界連邦を創建するためのエンジンともなるべきNGOの憲章（案）であって、全世界がひとつになったばかりの世界連邦（国家）の憲法草案ではない。世界連邦憲法（案）の骨子は、この憲章（案）の第14章で構想されている。筆者が考察をかさねて構想したのは、世界連邦憲法の大綱というより、世界連邦にいたる道、いかにそれを達成するかの具体的過程である。

第1章は、NGOである府の目的と原則をさだめている。当然、戦争は絶対的に否認する（第2章）。第4-11章は、7つの主要機関、すなわち、府長、総会、平和理事会、行政理事会、財政理事会、司法理事会および青年部についてさだめている。そのなかで、とくに注目すべきは加盟国議会で、府はNGOであっても、諸国家の参加をも予定していることである。というのも、府に国家が参加するなら、それだけ世界連邦を樹立する過程に刺激をあたえ、展望がひらかれるからである。第12章では、紛争の平和的解決と裁判権の段階的承認、第13章では、世界連邦にいたる段階的な国家軍備の縮小をさだめている。

府がめざす初段階の世界連邦は、いったいどのようなものであるか。その概略をしめたのが、第1次世界連邦憲法の概略を規定している第14章であり、さらに世界連邦が発展できるように準備したのが、第2段階としての第2次世界連邦憲法である。（第15章）それらに言及するまえ、まず世界連邦にかんする3つの草案を紹介しよう。

いくつかの世界連邦憲法草案 第1に、人類史上はじめての世界憲法草案といわれているのは、シカゴ大学名誉総長のロバート・M・ハッチンスを委員長とする委員会が、1948年3月に「世界憲法予備草案」として発表したものである。この草案によれば、「本憲法により世界政府に委任されておらず、また世界連邦共和国の各構成員にたいして禁止されていない諸機能は、各国家、各民族、またはその連合体に留保される。」（第2条）となっているが、現存国家にとっては基本的人権の厳格な順守を要求しており、このような草案に賛成できない国家はすぐなくないであろう。他方において、筆者の世界連邦憲章（案）は、世界史上いろいろな政治・経済・社会の発展段階があることを考慮して、それほど厳格かつ一様な義務の承認を加盟国や個人にもとめていない。

第2に、前記の予備草案などを参考にして、1978年5月、三宅歳雄を委員長とする委員会が提起したのが、「世界連邦憲法」である。この憲法案では、前記の予備草案より、人権の厳格さが緩和されているようにみえる。「基本的人権」（前文）や「社会保障を受ける権利」と「教育を受ける権利」（第76条）というわずかな明文をおぎなっているのが、世界連邦の機能とされている「人権に関する基本的な原則を定めること」（第7条）という将来に含みをもたせた規定である。即座に人権規定の履行を要求するものでない。他方、いったん世界連邦に加盟すると、「構成国は、世界連邦を脱退できない」と構成国をしばっている。筆者の世界連邦憲法の指針では、「民族自決権」を想定し、世界連邦からの脱退をもみとめている（第89条）。これも、国家と国民にとって最大の安全弁であり、民族自決権をさだめていない憲法草案より批准しやすくしている。ただし、筆者の第2次世界連邦憲法案の骨子では、世界連邦の構成国は、世界連邦から脱退することはできない。

第3に言及すべきは、小竹侑介氏の「地域共同体相互の連携で世界連邦政府を設立する条約」（草案）である。小竹氏によれば、世界憲法シカゴ草案（前頁）の前文における、各国政府が各自の主権を世界政府に委譲すべきとの規定は、各国の反発をまねくのは必至であるとし、賢明にも、そのような明文をさけている。氏の草案の特徴のひとつは、世界連邦政府と国際連合との並存の強化をさだめていることである。世界連邦政府の原則として規定しているのは「連邦政府は、本条約の目的を達成するため、必要に応じて、国際連合及びその他の専門機関との協力を強化しつつ、かつ、調整して活動を行う」ということである。（第4条の第11項）筆者も、第1次世界連邦憲法のもとで、世界連邦と国際連合が共存できる可能性を十分みとめ、そのような構想をしめしたが、それは過渡的な過程であり、第2次世界連邦憲法のもとでは、もはや国際連合は存在しない。小竹氏の草案では、国連の最後の運命と継承の問題がわかりにくい。（第136—147条。最終規定の158条で、「世界連邦政府設立準備委員会」が規定されていることも、わかりづらい一因である。）

第4に、「地球連邦憲法草案」である。世界憲法議会協会（WCPA）は、フィリップス・イズリー教授夫妻によって設立され、1977年に同草案をつくり、その修正をくわえて、1991年に一応の完成をみた。この草案の一特徴は、地球連邦にいたる過程について、明示的な条項をもっていること、それを3段階として構想していることである。

第1段階は、たとえば、人口10万以上の25か国が批准したときから実施できる。世界非武装庁が設置される。参加国は、すべての多量破壊兵器を同庁に移譲する。

第2段階は、たとえば、半数以上の国家が、世界憲法に批准したときから実施できる。地球連邦の参加国は、世界非武装庁にすべての武器を移譲する。超国家的な性格をもつ大洋、海洋、すべての海床を人類の共通遺産として地球連邦により保有される世界領土と宣言し、それを世界政府の統制と管理下におくとする。（第17条、D項、11、(a)）

しかし、世界の半数の国家が、まだ地球連邦に加入していない段階で、地球連邦が一方的に世界の海洋を地球連邦側の管理にあると宣言したところで、それは法的な効果をうむものでない。そのような強硬な手法は、混乱をもたらすだけのようにみえる。国際的な制度の変更は、あくまでも合意の原則に立脚すべきであろう。

第3段階は、地球人口の90%以上からなる諸国の80%以上により批准されたとき実施され、国連や他の重要な国際機関は、世界政府に編入される。（第17条、E項）

同草案も「各々の国家の国内問題については、国家政府の管轄権にゆだねる」（前文）としているが、地球連邦内の住民や市民は、一定の「不可譲の権利を有する」とさだめ、一定の国家群が、この連邦草案に批准しにくい規定をもうけている。全体として、この草案は複雑で、また難解である。

世界連邦府憲章（私案）の特徴 筆者の世界連邦府憲章（案）は、世界連邦憲法（案）でなく、NGOとして誕生すべき世界連邦府のための憲章（案）である。それは、とりわけ、つぎのような特徴をもっている。

①この憲章は、まずは「**多様性のなかの秩序**」を重視する。現状の世界と多様性をかなり考慮しているという意味で、「統一」というよりは、むしろ「秩序」を重視している。もっと「統一」を、との一律化をもとめる方向は、人類のその後の選択にまかせている。多少とも秩序だった世界というのであれば、それは不可能ということはない。

②筆者が比較考量した目標は、**世界連邦を樹立するための必要最小限**のものであって、それは、戦争をなくし、国際紛争は平和的に解決し、国家軍備を縮小または撤廃するような制度であり、そのような目的を達成するための世界連邦の樹立に主眼をおいた。そして、いわば手のとどきそうもない遠大なところある世界連邦を「目でみえそうなところ」までつれてきた。筆者の憲章案によれば、第1次世界連邦憲法の起草者は、「国家軍備が多少とも残存し、諸国が一般的性格の裁判権を承認せずとも、全國家の第1次憲法の批准によって世界連邦の成立を宣言できるような草案を提示しなければならない。」（第74条）としている。国家軍備は目にみえ、一般的裁判権の不承認は実感できる。ただ日の目をみていないのが、この2つを暫定的に容認する世界連邦憲法である。

このような方式は、世界連邦の近くて小さな第1歩である。筆者は、その第2歩として、第2次世界連邦憲法の要点を提示したが（第15章）、おおくの識者の構想する世界連邦は、筆者の想定する第2次憲法下の世界連邦に該当しているであろう。筆者の構想は、**段階的**である。この憲章が発効すると、10段階の半世紀間で、いわば世界連邦の胎児が成長し、第1次憲法とともに待望の赤子、世界連邦がついに誕生する。そのご20年で成人となる。すなわち、この段階では、国家間の境界問題は解決され（第82条）、国家軍備は撤廃されて（第81条）、いかなる国も一般的性格の裁判権からのがれる権利をもっていない（第87条）。この段階性は、つぎにのべる発展またはシステムの継続性の一側面である。

③第3の特徴は、現行世界システムの**継続性を重視**していることである。一举に大改革、あるいは革命的な制度を目標としていない。「世界の大多数の人びとと国家が、われらが構想する世界連邦に安心感をいただけるようにするために、第1次憲法の起草者は、現行の国際および国内制度の長所をできるだけ活用し、その継続性を重視し、また簡潔で理解しやすい草案を提示しなければならない。」としている。（第74条）継続性は、現行制度の長所を活用すること、また将来に予定されている制度に連続するよう、所与の段階でその原型を導入し、それを発展させることである。憲章は、あちらこちらで継続性と段階的発展に相当な注意をはらっている。そのいくつかを例示しよう。

1) 国内社会では、憲法にしたがって、すべての国民に拘束的な法律が制定されるが、国際社会では国家間の合意である条約で、国家間の権利義務関係が明文化される。条約に合意しなければ、それに拘束されない。このような基本的な現行システムを考慮しつつ、筆者は、第1次世界連邦憲法のもとで、総会が一般的な拘束力を有する法案を採択できるとする一般的な立法形式のほかに、ばあいによって、**個別的な拘束力をもつ条約案**も採択できると提示した。この形式では、条約案をこのまない国は、それに批准しなくともよい。その面で、世界の現行システムは、第1次世界連邦憲法下の立法形式と連続的である。

この憲法のもとで、さらに世界連邦は発展し、いっそう一律的法案が比較的おおく必要になってくるであろう。そのため、第2次憲法は、「条約案は、例外的にのみ世界連邦會議に提出されるものとする。」「第1次憲法下の一般的条約は、整合性をもつように全連邦的な法律に改編する。」(第97条)としている。このように、現行システム⇒第1次世界連邦憲法⇒第2次世界連邦憲法へとすすむ過程で、立法形式は連続的である。

2) 府には、総会、平和理事会、行政理事会、財政理事会、司法理事会など機関があり、これらは、第1次世界連邦下のおなじ名称の主要機関に関連性をもたせている。同時に、注目すべきは、国連の機構が、この第1次憲法下の主要機関に改組しやすくなっていることである。たとえば、第1次憲法下の経済社会理事会(第84条)、人権理事会(第86条)等について、諸国はそれほど強い抵抗感をいだかないであろう。この人権理事会も、国連の人権理事会とていている点がおおい。

すなわち、筆者の構想によれば、国際連合が世界連邦に継承されるばあいであっても、また府が世界連邦に転化するときであっても、共通点のおおい受け皿がまっているので、いずれも**比較的かんたんに世界連邦に連結できる**ようになっている。これは、いうなれば安産である。ただし、「比較的かんたん」とはいえ、まず国連じたい、そしてそれを構成している諸国家そのものに国連改革の意欲がなかつたり、府のような世界連邦促進団体が強力にならないかぎり「かんたん」でない。

3) 第1次連邦憲法のもとで、総会が国家代表の上院と公選議員の下院からなることを考慮し、府も上院と下院からなる両院制をとり、上院には加盟国会議、下院には公選代議員の制度を導入する条項を提示した。(公選代議員の制度については、第35条の第2項と第4項)

また府と世界連邦の下院の選挙制についても、興味ある共通点がある。第1次憲法で、「下院は、政党への投票数に比例して各政党が指名する100名、10選挙区からえらばれる100名、小選挙区からえらばれる300名の議員からなる。」(第78条b)むね規定されることを考慮し、すでに府はその下準備をして、第35条は、つぎのようにさだめている。

- 「c. 加盟国が10か国以上になったときからは、全加盟国を一選挙区として、政党への投票数に比例して各政党が公選代議員を指名できる制度を検討する；および
- d. 府の加盟国が150か国になったときに、10選挙区制と小選挙区制をも検討して、民族会議が、世界連邦の下院に継続しやすいように同制度を考案する。」

4) 府の加盟国会議で、加盟諸国が人口比により、ことなる投票数をもつことは、そのまま世界連邦憲法下の選挙制度に反映されている。世界連邦では「上院議員は、これらの議員が代表する国家の人口比によって、この憲章の第27条がさだめているように、1票から7票までのことなる投票数を有する。」（第78条）これは、継続性の適例である。

④もっとも重要なことは、世界連邦府が**全人類的な性格**を有していることで、それは、とりわけ、会員と代議員の種類および全人類会議にあらわれている。会員になりえるのは、国家、自治体、議会議員、団体だけでなく、個人もそうである。府の成立の初段階では、個人が圧倒的におおいであろう。府の代議員の種類は、世界連邦府憲章の私案では、つぎのとおりである。すなわち、国家群代議員、国家代議員、自治体代議員、議会代議員、公選代議員、団体代議員、個人代議員である。（第7条）

⑤すべての会員が、全人類会議で表決に参加できる。これは、現代版の**直接民主制の要素**をも宿している。「全人類会議は、府の最高機関であり、世界平和と法治国際社会のための全人類的な意見集約の場である。」「全人類会議においては、世界連邦府のすべての会員が発言し、投票することができる」（第29条）。このようなことは、まさにインターネットや他の補助的手段を駆使しておこなわれる。それは、かなりの経費をついやすざにおこなうことができる。

⑥この憲章案のきわだった特徴は、**国家が世界連邦府の会員**になることができるということである。「加盟国会議は、揺籃期の加盟国連合、その発展形態である加盟国大連合、さらに世界連合、および最終段階の世界連邦の成立をうながす、府の重要な国家間機関の地位をしめる。」（第25条）この会議は、大きな可能性を宿しており、当初たとえ加盟国が数か国であろうとも、そのインパクトは人類の発展にとって絶大である。この最初の加盟こそ、事実上それらの諸国の画期的かつ決然たる行動をしめしており、人類の琴線にふれつつ、世界の根幹的な潮流をひきおこす原動力になることができるであろう。

他方において、国家は現実的な存在である、という性質をも考慮しなければならない。府が軍備縮小、法の支配を切望するあまり、加盟国だけ軍備撤廃し、国際裁判所に無条件にしたがう、などということは、明らかにバランスがとれない。それゆえ、加盟国が率先して軍縮と一般的性格の裁判権の承認に「努力」する方向で草案を推敲しつつも、結局、この2つの重要問題について、加盟国だけが一方的義務をとうということを避けた。（裁判

権については第61条の第2項、軍縮は第25条3のbと第65条) そうであっても、府はたんなる仲良しクラブでない。志しがおなじという意味では大の仲良しであるが、それ以上の実体である。

国連やIL0のばあい、国家間組織にのなかに、または周辺にNGOが関係する例であるが、府のばあいには、NGOのなかに国家がふくまれる独特的制度である。府は、いずれの国家のためにも、門を全開して大歓迎するが、国家が入会するまで時間がかかることも想定し、「加盟国議の未成立の期間は、その専権事項と他の任務を全人類会議が遂行する。」(第25条)とした。NGOに国家を参入させる構想は、国連の自主改革に展望がみえないことに起因している。国家は入会するか? 一ひとりで平和はこない。努力、努力、また努力である。筆者は、国家の参加を渴望していたので、府内における加盟国の地位をかなり高めている草案を作成した。また安全性の確保も重要で、そのためにはインターネットのみならず、さらに安全で確実な会議実施の方法をも開発し、発展させる必要がある。

⑦筆者は、現状の世界から、将来の世界連邦の樹立にいたる道程が、ひとつの複雑な過程であることを看取し、世界連邦がその連続関数の線をあゆまなければならない、という立場から出発した。すなわち、どのような場所から、どのように出発し、どのような世界連邦にむかって、どのような段階で、だれが、いかなる措置をとるかという連続性である。憲章では、それらの重要な事項を比較的わかりやすくさだめている。

⑧しかし、過去にそうであったように、世界は本憲章が想定した初步的な「世界連邦」の成立後も発展しつづける。この憲章(私案)は、「府は、世界連邦の樹立後、世界連邦憲法について、定期的に再検討会議を招集するよう世界連邦に要請し、それが開催されるか否かにかかわらず、府は10年ごとに府独自の再検討会議を招集する」(第98条)とし、将来の要請にそういう条項をもうけた。

世界連邦が発展するにつれ、工業技術的な側面だけでなく、政治、経済、社会、さらに文化やスポーツなど、いろいろな面で、「秩序」というよりは「統一」、あるいは「一律化」が相対的に重視されるかもしれない。それにそなえ、また第1次世界連邦憲法の過渡的な性格をかんがみ、「この憲章と他の重要な諸文書を参照し、第1次世界連邦憲法からの継続性と多様性のなかの統一を考慮しつつ」、第2次世界連邦憲法が制定されるとしている。(第96条)

私案の活用 筆者の「世界連邦府憲章(案)」が、今後いかに活用されるかは、明確に予見できないが、まず第1に、世界連邦主義者の連合体である世界連邦運動協会(WFM: World Federation Movement)とわが国政府が、この草案に多少の修正条項を提起しつつも、早晚この憲章のさだめる方向を参考しながら運動を展開していただければ幸甚である。

本年8月27日から9月2日まで、ジュネーヴで第25回WFM世界大会が開催された。8月29日、その第3分科会で、筆者は「世界連邦府憲章（案）」を発表した。その分科会で、わが「世界連邦府」設立の準備委員会のメンバーになることに賛成した出席者は、地球民主制世界運動コーディネイターのロブ・フェラー（米）、医師のリリアン・メッツ（仏）、弁護士のフランシスコ・プランカルテ（メキシコ）、学校カウンセラーのルス・グナンセン（デンマーク）、コンピューター会社支配人シャリアール・シャレイ（イラン）の各人士である。それまで、クラウス・シュリフトマーン博士（独）とレグミ・ダナンジヤイ博士（ネパール）が、すでに世界連邦府への参加を表明しており、帰国後には、まず世界連邦運動協会の国際委員長の高木旭さんが、賛同者になることを快諾していただいた。

2005年8月2日、日本の国会が「世界連邦実現への道の探求」など最大限努力すべきであるとの超党派の決議を採択した。これは画期的である。しかしながら、わが国政府においても、また国際連合とWFMにおいても、まだ公式の具体的ロード・マップが提示されていないような段階では、筆者としては、私案にもとづいて、試行錯誤しながらも、世界の人士や会員とともに、まずは第1次世界連邦憲法下の「世界連邦」の実現にむかう道をあゆんでであろう。さらに協力をえるためには、世界のおおくの人びとに筆者の構想を知ってもらう必要がある。素案や原案は、何回か世間に紹介された。

はじめて公開したのは、2007年5月9日付のインターネット上の素案で、これは札幌大学の講義にそなえて作成した未完成なもので、「世界連邦府憲章」という題で公開した。（[Wo-J-Charter070509](#)の名でUSBに保存されているが、いまはインターネット上で公開していない。）第2回目は、同年7月21日、筆者がWFM北海道の会員に配布した「地球連邦府憲章（案）」である。ジュネーヴでは、これに修正をくわえたものを発表し、さらに修正加筆したもの今回この学術誌で公表した。もし世界連邦または地球連邦を実現せんとする先導者（国家、団体、個人）にとって、この「世界連邦府憲章（案）」がすこしでも参考になるところがあれば、筆者の目的のひとつは達成されることになるであろう。

なお、本稿は2007年度の札幌大学研究助成費をうけて脱稿したものであり、ここであらためて大学に御礼を申し上げます。

きょう現在の世界連邦府憲章（案）は、次頁以下のとおりである。

札幌にて 2007年10月22日

世界連邦憲章（案）

われら世界連邦は、

自己の幸福と平安だけでなく、他の人びと、他国の人びとの家庭やその友人たちの幸福と平安もおなじく重要であるとの大前提に立ち、

戦争や独善的な行動が、人類に言語を絶する破壊と悲惨をもたらし、あるいは敵対心や悪感情を生み、逆に、人間尊重、同胞愛、人類愛、相互尊重、互恵と互譲の精神が、人類の悲願である恒久的な世界平和の基礎であることを確信しつつ、

しかしながら、20世紀は史上もっともおおくの人びと殺戮しあった時代で、また戦争においては、いまでは戦闘員より無辜な民間人がおおく犠牲者になっている惨状をうれい、それに警鐘をならしつつ、

また諸国は、国内の秩序を維持しながら、一定の肯定的な役割を演じてきたが、他方、国家権力と国家軍備を背景に、あちらこちらで市民や他国の権利を侵害してきた歴史をも想起しつつ、

同時に、国際連合は、諸国の利害関係の調整と国際社会の発展のため相当な寄与をなし、その努力と英知に深く敬意を表しつつも、そこでも一般的な国際立法の欠如、および安全保障理事会の常任理事国の拒否権などにより、権利の侵害された市民と国家の安全が十分に保障されず、また紛争当事国間に裁判権についての合意がなければ、国際司法裁判所は原則として、裁判権を有せず、それに個人には訴権がない制度であり、国際社会は「法の支配」による法治共同体からほどとおいことに多大の注意を喚起し、

上記の重要事項の考慮に加え、

かけがえのない地球社会が、宇宙空間の軍事化、地球温暖化、経済格差の拡大、餓死・飢餓・疫病、世界人口の増加、エネルギー不足など、おおくの問題に直面している現実を直視するなら、国連改革のみならず、世界連邦と世界法の研究およびそのための新機軸のこころみも、いつそう切迫し、かつ重要になっているので、

また、以上の諸問題の早期かつ効果的な解決のために、みずから世界連邦創建プランを策定し、その過程を促進する一翼をなうことを決意したので、

世界連邦創建にいたる道程においては、まずは「多様性のなかの秩序」を希求し、国際連合だけでなく、他の世界連邦促進団体とも協力しつつ、

同時に、日本政府は「世界連邦実現への道の探求」など最大限努力すべきであるという

2005年8月2日の超党派の国会決議に鼓舞され、また諸国の議会もそのような決議を採択することを切望しつつ、

核兵器をふくむ国家軍備の撤廃された世界、人類が恐怖心なく生活し、交歓し、共感できる美しい地球のみならず、巨大な軍事費がすべて平和的分野のために転用される果実としての繁栄、および、かかる世界で開花する高度な文化もみられるような恒久平和の樹立に貢献せんがため、

国際連合の機構が、みずから世界連邦の構想を提示しないあいだ、われらが世界連邦府は、まずは第1段階で、府の加盟国からなる加盟国連合を創設し、その発展形態である加盟国大連合の道を第2段階で通過したのち、第3段階で世界連合を組織し、さらに第4段階で、全人類的合意にもとづき、世界連邦を樹立せんがため、

かかる世界連邦を半世紀間内で樹立することをめざして、2000年〇月〇〇日、〇〇において、この憲章の第100条にしたがい、世界連邦府憲章を採択した。

以上の証拠として、

この憲章の第100条につづく特別な頁に

世界連邦府準備委員会の委員、協力者、賛同者の氏名を刻銘する。

第1章 目的と原則

第1節 目的

第1条（目的） 世界連邦府（以下、府という）の主要な目的は、つぎのとおりである。

- 1 府は、諸国家の合意にもとづき、また諸国民の支援をうけて、この憲章の発効から半世紀以内に、世界連邦を樹立すべく全力をつくす。
- 2 府は、戦争のない世界連邦の理想的な形態のみならず、法の支配下でそれを平和的に実現する適正かつ現実的な道程、および国際法から世界法への発展過程を探求する。
- 3 府は、時代の要請をみきわめつつ、諸国家だけでなく、全人類的、全地球的かつ宇宙的価値をも考慮して、その広大な空間での紛争解決および積極的平和の樹立に寄与する。
- 4 府は、すべての国家が、一般的性格の国際裁判所の裁判権を承認するように要請し、その構想を提示しつつ、世界連邦の成立までには、府の加盟国はみずからそれを実行する。
- 5 府は、国際連合または諸国家が普遍的裁判権をもつ世界法廷を設立しないあいだ、既存の国際裁判所を補完するような全人類裁判所の創建とその発展に努力する。
- 6 府は、国家軍備の段階的、最後には全面的な撤廃を立案し、それを諸国に要望し、同時にみずからも可能な限り、軍備縮小と撤廃のために努力する。
- 7 一般的性格の国際裁判所の裁判権をみとめず、または国家軍備の保有に固執する諸国が残存するにせよ、そのような国家も批准できるような第1次世界連邦憲法を考案する。
- 8 府は、若い世代が、交歓し共感しあいながら、世界連邦府で活動できる場を提供し、世界連邦への道程で、かれらが世代ごとに大きな役割を演ずることができる基礎をつくる。
- 9 経済社会問題、民族問題、環境問題、人権問題のみならず、地球温暖化、経済格差、餓死・飢餓・疫病、世界人口増加、エネルギー不足などの問題解決にも寄与し、そのため全世界的または地域的な協力関係を強化する。

第2節 原則

第2条（原則） 世界連邦府は、第1条にかかげる目的を達成するにあたっては、つきの原則にしたがって行動しなければならない。

1 府では、調和、人間尊重、同胞愛、人類愛、互恵と互譲の基本精神が、平和主義、民主主義、人権尊重、および全人類的参加の原則の基礎とならなければならない。

2 世界連邦の創建にむかう過程の国際関係において、府は戦争と力による支配を支持せず、みずからもけつして力の支配にうつたえず、ひいて世界連邦の創建も、自由意志にもとづく合意によってのみ形成され、国内事項には干渉しないという原則を固持する。

3 世界連邦にいたる道程で、各国家の享有する国家主権は、その合意にもとづいて、段階的に制限される。世界連邦の成立後、民族自決権と他の主権的権利は、世界連邦憲法に別段のさだめがないかぎり、その国家の権利として存続できる。ただし、第2次世界連邦憲法のもとで、国家主権は、国家の合意にもとづき、さらに制限される。

4 府においては、別段のさだめがないかぎり、各個人の平等、国家平等の原則が勘案され、特定の個人または特定の国家が拒否権をもつことはない。

5 府では、人種、性、言語、または宗教による差別がなく、府はすべての者のために人権と基本的自由を尊重するよう助長奨励する。

6 府は、諸政府、国際連合、国際組織、NGO、NPO等と協力する。府は、国際連合が、みずから世界連邦の展望を切りひらいたとき、そのプランの実現をうながすため、とくに国際連合と積極的に協力する。

7 会員は5年に1度、または必要に応じて、実際に集合する。府における意思表示、会議または会合は、原則としてインターネットで、日常的におこなうことができる。

8 府は、常勤役員と臨時職員をのぞき、原則として、成員の善意とボランティア精神に立脚する。

第2章 戦争禁止と平和教育

第3条（戦争の絶対的否認） 1 戦争を準備し、それを開始し続行することは、国際法上の重大な犯罪であり、世界連邦府のすべての機関は、戦争を絶対に否認する。

2 外交交渉の決裂後、国際的な事実審査、調停、仲裁裁判、司法的解決、または紛争当事者の合意する他の平和的解決手段によらず開始した国家の戦争をも、府のすべての機関はこれを承認しない。

第4条（国際連合と武力行使） 府のすべての機関は、国際連合の安全保障理事会が明示的に承認せず、同理事会の一または複数の常任理事国が反対している戦争または武力行使を承認しないものとする。

第5条（平和教育と研究） 1 府は、戦争違法化の歴史、積極的平和、および世界連邦の学習、教育ならびに研究を奨励する。

2 前項の学習と研究の主要な内容は、とりわけ、つぎのとおりである。

- a. 19世紀に法的にゆるされた戦争は、20世紀の前半に制限され禁止された；
- b. 1907年の条約がはじめて債務国にたいする戦争を禁止した；
- c. 1920年の国際連盟規約が、判決や報告書にしたがう国にたいする戦争を禁止した；
- d. 1945年の国連憲章が、戦争より広義の武力行使と武力威嚇さえ禁止した；
- e. 戦争犯罪には、平和にたいする罪、人道にたいする罪、通例の戦争犯罪などがある；
- f. 軍産政（軍事、産業、政治）複合体は、自己増殖的な要素を宿している；
- g. 国際社会に一般的立法権がなく、国連で安保理の常任理事国が拒否権をもっている；
- h. 普遍的裁判権をもつ国際裁判所がなく、地球は法治社会からほどとおい；
- i. 全地球がひとつの国家となる世界連邦は、一般的立法権および普遍的裁判権をもち、そこでは国家軍備がなく、世界法が人類の安全、生活、繁栄に奉仕する；および
- j. 禁止による消極的平和を遺物とし、信頼と共感をよぶ積極的平和へ移行すべきこと。

3 平和教育と学習は幼児期にはじまり、人の成長時期に応じて方法をかえ、全生涯にわたっておこなわれる。その概要是、平和教育規程でさだめる。この規程は、世界連邦の成立後でも妥当するような普遍的な内容とする。

第3章 入会と会員の種類

第6条（入会） 世界連邦府への入会は、つぎの要件をみたす万人に開放されている。

- a. 18歳以上の者であること；
- b. 戦争でなく、法の支配と平和をねがい、また世界連邦の創建に関心があること；
- c. この憲章と府の他の規則を順守する用意があること；および
- d. 自己の意見に他の会員が同意するよう強要せず、会員の多様性をみとめる寛容さをもち、法の支配の共通目標にむかって、役員との協力を最優先する用意があること。

第7条（会員と代議員の種類） 1 府の会員の主要な種類は、国家、自治体、議會議員、団体、および個人である。代議員の種類は、つぎのとおりである。

- a. 国家群代議員：これは、複数国からなる国家群を代表する代議員をいう；
- b. 国家代議員：これは、一国家だけを代表する国家首脳または代議員、もしくは、その次員のばあいは、元国家首脳またはその元首脳の任命する代議員をいう；
- c. 自治体代議員：これは、その首長、または同自治体を代表する代議員、もしくはその次員のばあいは、元首長またはその元首長の任命する代議員をいう；
- d. 公選代議員：これは、第35条の第4項が、世界連邦への継続的なこころみとしてさだめた制度で、その選挙区から選挙によってえらばれる代議員をいう；
- e. 議会代議員：これは、現および元国会議員ならびに現および元自治体議員をいう；
- f. 団体代議員：これは、団体の長、または同団体を代表する代議員をいう；および
- g. 個人代議員：これは、上記の代議員以外の会員で、会員規程のさだめる者をいう。

2 正会員とは、会員としての義務を履行する能力と意志があるとみとめられ、年会費をしほらった者をいう。ただし、賢人会議の成員は、つねに正会員であるものとする。

第8条（脱退） つぎのばあい、府は会員の権利を停止し、または府から会員を脱退させることができるものとする。

- a. 会員がこの憲章または府の他の規則に執拗に違反するばあい；
- b. 会員が国際裁判所、全人類裁判所、または国内裁判所によって、平和にたいする罪、人道にたいする罪、および通例の戦争犯罪をおかした、と判断されたばあい；および
- c. 会員から住所、電話番号、ファックス番号、またはEメールアドレスなどの変更届が3年以上なかつたばあい。

第4章 機関と投票権

第9条（準備委員会、主要機関、補助機関） 1 世界連邦府の主要機関として、府長、総会、平和理事会、行政理事会、財政理事会、司法理事会および青年部を設置し、また補助機関として、準備委員会、賢人会議、加盟国会議、全人類会議、民族会議、およびいくつかの地域本部と国別支部を可能なものから設置する。

2 役員の任期は、原則として5年間とし、再選も兼任もできるものとする。

第10条（投票権） 別段の規定がないかぎり、代議員はその種類により投票数がことなる。

- a. 国家群代議員は、その群の国家の数だけ、一国用の基礎票100票を乗じて投票できるほか、下記c-gの国別集計にあらわれた最高の有効投票数と自己の国家群の有効投票数の落差を補完するまでの投票権をも有する。
- b. 国家代議員は、基礎票として100票を投票できるほか、下記c-gの国別集計にあらわれた最高の国の有効投票数と自己の国家の有効投票数の落差を補完するまでの投票権を有することができる。ただし、今世紀中に地域的な連邦制に編入される構成国については、総会の別段の決定がないかぎり、この憲章上その構成国を一国家として算定する。
- c. 自治体代議員は、自治体の人口比を考慮した下記のような投票権を有する。
 - i 人口が100万以上の自治体代議員は50票を有する；
 - ii 人口が10万以上から100万未満の自治体代議員は40票を有する；
 - iii 人口が1万から10万未満の自治体代議員は30票を有する；
 - iv 人口が1,000から10,000未満の自治体代議員は20票を有する；および
 - v 人口が1,000未満の自治体代議員は10票を有する。
- d. 公選代議員は、第35条の第4項のbにより、その初段階では6-9票を有する。
- e. 議会代議員は、5票の投票権を有する。元議員である議会代議員も、同様とする。
- f. 団体代議員は、その成員の比較を考慮した下記のような投票権を有する。
 - i 10,000名以上の成員をもつ団体代議員は、5票を有する；
 - ii 1,000名から10,000名未満の成員をもつ団体代議員は、4票を有する；
 - iii 100名から1,000未満の成員をもつ団体代議員は、3票を有する；
 - iv 10名から100名未満の成員をもつ団体代議員は、2票を有する；および
 - v 2名から9名までの成員をもつ団体代議員は、1票を有する。
- g. 個人代議員は、1票の投票権を有する。

第5章 世界連邦府長

第1節 府長

第11条（選挙） 1 第13条がさだめている副府長の一部または全員の候補者を公表して、府のすべての会員は、世界連邦府長（以下、府長という）の候補になることができ、また、いずれの会員も、10名の共同推薦者とともに、世界的に人望のある有力者を府長候補に推薦できる。

2 府長選挙のさい、会員の種類によって、前条でさだめられているように、会員はことなる投票数を有する。第1回選挙で、過半数の票をえた候補者がいないばあい、上位2名について決戦投票がおこなわれる。

3 国政または地方選挙などにあわせて、府長選挙のため主要な便宜を提供する加盟国または世界連邦宣言自治体があるばあい、その国民は、つぎのような地位にある。

- a. 加盟国の国政選挙における選挙人は、府の会員でなくとも、1票の投票権を有する。
- b. 一加盟国または一世界連邦自治体の参加だけで、この制度を併用することができる；
- c. 現府長の残任期間が2年になった時点から、各国家の国政選挙と地方選挙にあわせて府長選挙をおこなうことができる；および
- d. 加盟国が150か国になった段階で、第79条の準用を検討する。

第12条（主要任務） 全人類会議より、または加盟国または自治体の参加で、選出される府長は、府の首長および行政理事会の長であり、その主要任務は、つぎのようである。

- a. 重要人物を接受し、府を代表すること；
- b. 第1副府長、副府長、府長補佐、および行政理事会の役員と職員を任命すること；
- c. 事務を関係部署に割当て、その業務を監督すること；
- d. 条約案、規程案、規則案、細則案、提案、および他の重要文書の案を作成するよう行政理事会または他の関係機関に要請すること。府長は、私案を提示できる；
- e. 府の事業について、全人類会議に年次報告をおこなうこと；および
- f. 緊急事態の発生のさい、または複数の紛争の継続中に、府長の発意によって、府長、全人類会議議長、賢人会議議長、加盟国会議議長、民族会議議長、平和理事会または司法理事会の両理事長に、すみやかに緊急声明を発表するよう要請できる。

第2節 副府長と府長補佐

第13条（副府長） 1 副府長は、府長から要請があるときに府長を補佐し、府長がその職務を遂行できないときは、臨時に府長を代行できる。府長は、地域とその人口などを考慮し、6名まで副府長を指名することができる。

2 府長が、1年以上のすべての残任期間、その任務を遂行することができないばあい、全人類会議が、現職の副府長のなかから府長をえらぶものとする。この新府長、および他の従前の副府長の任期は、前任府長の残任期間とする。

3 府長は、下記5名の任務別の副府長を任命できる。

- a. 総会担当の副府長；
- b. 行政理事会の副府長；
- c. 財政理事会担当の副府長；
- d. 司法理事会担当の副府長； および
- e. 青年部担当の副府長。

第14条（府長補佐と府長諮会議） 1 府長補佐の主要任務は、府長の要請により府長を補佐し、府の機関と緊密に連絡をとることである。府長補佐も、府長および副府長とおなじく、府のいかなる機関にも出席し、それと直接協議できるものとする。

2 行政理事会の組織にあたって、府長は任務別の中長補佐と地域別の府長補佐の存在を考慮しなければならない。

3 府長は、すくなくとも下記の5名の地域別の府長補佐を任命できる。

- a. アフリカ担当の府長補佐；
- b. アメリカ担当の府長補佐；
- c. 西アジア担当の府長補佐；
- d. 東南アジア・太平洋担当の府長補佐； および
- e. ヨーロッパ担当の府長補佐。

4 府長は、政策立案と実施調整のため、府長、副府長、府長補佐、および府長が任命する者からなる府長諮会議を設置することができる。

第6章 総会

第1節 上院

第15条（総則） 1 上院は、賢人会議と加盟国会議からなり、賢人会議の議長が上院の院長となって、同院を代表する。30名以下の国家代議員は、賢人会議の成員となって、同会議と協力しなければならない。賢人会議の成員は、加盟国会議の成員にはならない。

2 知性、良識、誠実が集中している賢人会議は、大局的な見地にたって、かけがえのないわれらが地球社会の将来を洞察し、人類が直面している大問題の解決策を提案しつつ、その実施方法につき、諸国の首脳、識者、その他の関係者と対話し、信頼関係を強化する。

3 加盟国会議は、まずは加盟国からなる加盟国連合を、次段階では加盟国大連合を、さらに第3段階では世界連合を、そして第4段階で世界連邦を樹立するために、各段階の具体的な方法を策定し、批准により加盟国を拘束する条約案を採択する。

第I款 賢人会議

A 目的および構成

第16条（目的） 1 知的、名誉ある、もしくは評判よき世界の著名人から、さらなる協力をえ、かくして平和な地球共同体の発展に資する上部建造物を構築する目的で、賢人会議を創設する。

2 賢人会議のもっとも重要な課題は、世界連邦への道程の探求について、世界の首脳および関係者と対話し、その理解と協力をえつつ、世界連邦府の加盟国会議の成員になるよう要請することである。

3 賢人会議は、人類が直面している問題、すなわち、宇宙空間の軍事化、地球温暖化、経済格差の拡大、餓死・飢餓・疫病、世界人口の増加などの諸問題について、国際連合と世界各国に提言を発信できる。

第17条（構成と特別な地位） 1 賢人会議の成員（以下、賢人という）は、同会議の名誉議長、名誉副議長、議長、副議長、名誉府長、名誉副府長、府長、副府長、国家群代議員、国家代議員、顧問、相談役、全人類会議の名誉議長、民族会議の名誉議長、各地域本部の名誉部長、準備委員会成員、世界連邦府の貢献者（自治体をふくむ）、大学の学長、および全人類会議が追加する者である。賢人にかわり、その代理人は賢人会議での審議と投票に参加できる。

2 賢人会議は、副議長、顧問、相談役、および大学の学長が、アフリカ、アメリカ、西アジア、東南アジア、ヨーロッパ地域からできるだけ平等に選出されるよう配慮する。

3 賢人会議のもとに、議長の任命する理事会からなる理事会をおき、理事会は同会議が委任した事項を遂行する。この理事会のもとに専門委員会を設置する。

4 入会手続をのぞき、賢人は会費納入と世界連邦府のすべての役職から免除されることができる。ただし、国家群代議員と国家代議員が代表する国家は、会費をはらわなければならない。賢人は、全人類会議において、発言と投票がさまたげられないものとする。

B 主要権限

第18条（主要権限） 賢人会議は、下記の主要な権限をもつことができる。その任務は厳格なものでなく、各成員は自己の任務を余裕ある範囲内で遂行してよいものとする。

- a. まず第1に、21世紀の要請をみきわめつつ、民族国家のみならず、全人類的かつ全地球的価値を考慮して、世界恒久平和を樹立する方策と法治地球社会の発展過程を提示する世界連邦府宣言および教書を策定することが期待される；
- b. 府長の要請により、世界連邦府の目的にかかる全般的な事項を審議できる；
- c. 府長の要請により、所与の重大な国際情勢につき、賢人会議の立場を「声明」「提案」「要請」または「勧告」などで表明でき、それを国際連合、紛争当事者、全世界の首脳、国会議員、自治体およびその議員に送付することができる；
- d. 府長は、賢人会議のa項の任務がc項よりもさることを考慮して、「声明」「提案」「要請」「勧告」等は、できるだけ加盟国会議、全人類会議、民族会議、または司法理事会で審議するよう配慮しなければならない；および
- e. 学問と文化面で卓越している賢人会議は、とりわけ、そのような分野と世界連邦に関係する分野で、将来の世界をになう青年部が発展するよう配慮する。

C 決定と国家代議員

第19条（決定と国家代議員） 1 賢人会議は、前条の a-c の 3 つ権限事項は 3 分 2 以上の多数で、また手続事項とその他の問題は過半数で、決定する。

2 国家群代議員と国家代議員をのぞき、各賢人は、それぞれ 1 票の投票権を有する。

3 加盟国がえらぶ 30 か国以下の国家代議員が、賢人会議の成員になることができる。これらの国家代議員は、5 年ごとに 10 名が改選される。賢人会議において、国家代議員がもつ投票数は、その国家の人口によって、つぎのようにことなる。

- a. 4 票をもつのは、人口が 10 億以上の国家の国家代議員；
- b. 3 票をもつのは、人口が 100 万から 10 億未満の国家の国家代議員；および
- c. 2 票をもつのは、人口が 100 万未満の国家の国家代議員。

4 国家群代表の投票数は、その群内の人口にしたがい前項のようにことなる。

5 対外的文書は、賛成した賢人の氏名を同文書に列記して、採択することができる。発言したいずれの賢人も、対外的文書に自己の個別意見または集合的意見を端的に記載できる。ただし、これは府のホームページだけで公開して、保存することができる。

D 議長と他の役員

第20条（議長の主要任務） 1 議長の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 上院と賢人会議を代表する。ただし、重要事項で一定の財政支出のともなう事項について、議長は、府長および財政理事長の同意をえるものとする；
- b. 重要人物を接受すること；
- c. 世界連邦府の目的と府の要望について、諸国の首脳または関係者と対話をおこない、相互理解と協力をふかめるよう努力すること；
- d. 各国の政界、経済界、学界、宗教界、その他の各界から協力をもとめること；
- e. 賢人会議で成員の意見を聴取し、それを集約すること；
- f. 第 22 条でさだめられている平和アカデミーの発展をはかるために、諸国の大学、研究所などと対話をかさね、連携と協力を強化すること；および
- g. 次項と第 12 条第 f 項にしたがい、重大な国際情勢について議長声明を発表できる。

2 重大な国際情勢にあたり、いつでも賢人会議の議長はその声明案を府長に提示でき、その協議後すみやかに、賢人会議長の名において、声明を国際連合、紛争当事者、または全世界の首脳に送付することができる。

3 府のいずれの成員も、上記声明の早期作成をうながす目的で、自己の部分的または全般的な意見または声明案を議長に提示できるものとする。

第21条（副議長、顧問、相談役および学長） **1** 議長は、地理的配分を考慮し、副議長を指名する。副議長の主要任務は、議長の要請により、同議長を補佐することである。

2 すべての会員は、賢人にふさわしいとおもう者を顧問または相談役の候補者として、またいざれの大学総長をも賢人候補者として、府長に推薦でき、府長と賢人会議の議長は、両者の協議による判断で、その候補者に賢人会議の成員に就任するよう要請できる。

3 顧問は、府の主要機関の長から諮問があるとき、おもに法的、政治的または軍事的分野について回答できる。

4 相談役は、府の発展を促進するあらゆる分野において、府の主要機関の長をとおし、府と協力できる。

第22条（平和アカデミー） **1** 賢人会議の平和アカデミー委員会は、とりわけ、諸国の大学および学術団体と協力しつつ、本条の第2項がさだめる目的を達成するため、平和アカデミーの構想を推進する。平和アカデミーは、同委員会が運営し、運営規則のさだめる者が管理する。

2 平和アカデミーの目的と活動は、つぎのとおりである。

- a. 世界平和と世界連邦にかんする情報の収集、およびその情報の公開；
- b. 世界平和、国際法、世界法、および世界連邦の研究；
- c. 上記 b の分野と他の関連分野の専門家の養成、その専門家間の交流促進；
- d. 上記 b の分野での青少年教育および国際相互理解と国際交流の場の提供；
- e. 上記 b と文化の分野でのセミナーの開催、および文化面での国際交流；および
- f. 世界連邦府の大学「平和アカデミー」の創立、このアカデミーと世界連邦に関心ある全世界の大学および研究機関との連携。

第Ⅱ款 加盟国会議

A 加入と構成

第23条（加入と加盟国） 1 国家が、既存の軍事的機構、軍事的条約、ある国際組織または連合体の当事国であっても、それは府の加盟国になるめの障害とはならない。

2 加盟国どうしの国際関係は、国際法上の国家連合を自動的に意味せず、加盟国間の具体的な関係は、その間の条約によって規定される。

第24条（構成） 1 加盟国会議は、府長、国家群代議員と国家代議員からなり、議長と副議長をえらぶ。府長が同会議を召集し、議長が実際の会議の司会者を指名できる。

2 非公開の会議のとき以外は、国際連合のみならず、いかなる世界連邦促進団体も、オブザーバーとして、加盟国会議に出席できるものとする。

B 地位と任務

第25条（地位と任務） 1 加盟国会議は、国際連合の機構が、みずから世界連邦の構想を提示しないあいだ、揺籃期の加盟国連合、その発展形態である加盟国大連合、さらに世界連合、および最終段階の世界連邦の成立をうながす府の重要な国家間機関の地位をしめる。

2 加盟国会議の主要任務で、同会議の専権事項であるのは、つぎのとおりである。

- a. 加盟国連合、加盟国大連合、および世界連合にかんする条約案を確定すること；
- b. 加盟国の実際の軍縮措置を決定すること；および
- c. 国際裁判所の裁判権の承認にかんする条約案を確定すること。

3 軍縮について、加盟国は、つぎのように努力する。

- a. すべての国家による包括的軍縮をおこなうよう諸国に要請すること；および
- b. それが不可能であれば、段階的にせよ、一方的または加盟国間の合意で軍縮を実施すること。ただし、世界情勢によっては、この選択肢は義務的でないものとする。

4 加盟国会議の未成立の期間は、その専権事項と他の任務を全人類会議が遂行する。ただし、加盟国会議の成立後、会議は全人類会議が決定したその専権事項を再検討できる。

第26条（議長） 議長は、つぎのような主要任務を有する。

- a. 地域と人口を考慮して、議長を補佐する複数の副議長を指名すること；
- b. 加盟国会議を代表し、重要人物を接受すること；
- c. 府の目的達成の努力について、諸国の首脳と関係者から協力をえること；
- d. 加盟国の意見を聴取し、それを集約できる；および
- e. 第12条第f項にしたがい、重大な国際情勢について、議長声明を発表できる。

C 決定

第27条（投票、両院の関係） 1 加盟国会議での投票は、つぎのようにことなる。

- a. 7票を有するのは、人口が10億以上の国家の国家代議員；
- b. 6票を有るのは、人口が1億以上の国家の国家代議員；
- c. 5票を有るのは、人口が1,000万から1億未満の国家の国家代議員；
- d. 4票を有るのは、人口が100万から1,000万未満の国家の国家代議員；
- e. 3票を有るのは、人口が10万から100万未満の国家の国家代議員；
- f. 2票を有るのは、人口が1万から10万未満の国家の国家代議員；および
- g. 1票を有るのは、府長、および人口が1万未満の国家の国家代議員。

2 加盟国会議では、国家群代議員の投票の数は、8票を最大として、その群内の人口にしたがい前項のようにことなる。

3 加盟国が50か国未満のとき、加盟国会議は、3分の2以上の多数で下院の決定を否決できる。ただし、出席代議員の3分の2以上で下院が再度それを採択したとき、その決定が優先する。加盟国が150か国以上のときからは、第78条の第3項を準用する。

第28条（条約案と調整的性格） 1 加盟国会議の採択する条約案は、それに批准した締約国についてだけ拘束力を有する。非加盟国は、その条約への加入後に、府の加盟国の地位を有することができる。

2 加盟国会議の決定は、加盟国またはその政府を拘束しない協議的かつ調整的な性格のものとする。ただし、つぎのばあいは、加盟国を拘束する。

- a. ある加盟国が、所与の決定が自国にとり拘束力があると通告したばあい；および
- b. 加盟国間で、ある決定がそれらの国際関係で拘束力があると合意したばあい。

第2節 下院

第I款 全人類会議

第29条（最高機関） 1 全人類会議は、府の最高機関であり、世界平和と法治国際社会のための全人類的な意見集約の場である。会議は、すべての会員で構成される。

2 全人類会議では、原則として、府のすべての会員が発言し、投票することができ、第10条がさだめているように、各代議員は、その種類により、すなわち、国家群代議員、国家代議員、自治体代議員、公選代議員、議会代議員、団体代議員、個人代議員によって、投票数がことなる。

3 第35条の第4項による10の選挙区から、4-6名ずつえらばれる公選代議員は、人口比によって、それぞれ45-55の投票権を有する。この公選代議員制度の施行日、および同4項cの比例代表制による代議員の票数は、全人類会議が決定する。

第30条（議題と審議） 1 全人類会議の全体会議でも、国別支部でも、審議、意思伝達、および表決は、原則として、インターネットでおこなうことができる。集合意見が、個別意見より優先し公開され、類似している個人意見は、その共通点をまとめて公開できる。

2 議題は、具体案または対案などがともなうものとする。会員が100名以上のときは、合理的な期間の審議後、アンケート結果にもとづいて決定できる。会員が500名以上のときは、第32条中の重要事項以外は、アンケート結果だけで採決できる。

3 会員100名以上の国別支部では、会員はまず同支部で発言し、分類別の意見は、すみやかに全人類会議の全体会議に通知され、各支部の審議は、インターネットで公開される。府は、会議の実施方法について、全地球的システムを開発しなければならない。

第31条（代行） 理事会が、つぎのように判断したときは、全人類会議が、他の機関の任務にかんする事項を暫定的に決定できるものとする。

- a. その機関が、自己の権限内の決定過程でひじょうに苦慮している；
- b. その機関の決定が遅滞している； または
- c. 全人類会議の決定が、所与の時または時期では最適である。

第32条（主要任務） 1 全人類会議は、地球社会の平和と安全維持をふくみ、府にかんするすべての事項を審議し、決定することができる。ただし、ある紛争または事態について、平和理事会が審議しているあいだ、全人類会議は、その審議をひかえるものとする。

2 全人類会議の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 全人類会議は、府長、賢人会議議長、全人類会議議長、民族会議議長、司法理事会理事長、財政理事会理事長、理事会の成員、および判事などの役員をえらぶ；
- b. 第39条の第2項がさだめているように、調停その他の平和的手段をこころみる。
- c. 全人類会議は、世界連邦憲法（案）を確定する；
- d. 会議は、この憲章の改正、規程の制定と改廃をおこなう；
- e. 全人類会議は、その対外的関係、提案、要請、勧告、声明などを決定する；
- f. 会議は、世界連邦府の会費と予算を決定する；および
- g. 会議は、民族会議がその最初の活動を開始する時期、および全人類会議が民族会議に委任する具体的任務の範囲を決定する。

第33条（議長と副議長） 全人類会議の議長は、立候補者のなかから、投票した代議員の過半数で選出される。議長は、つぎのような主要任務を有する。

- a. 議長は、その要請により同議長を補佐する副議長（複数）を任命する；
- b. 議長は全人類会議を招集する。議長は、会議の実際の司会者を任命できる；
- c. 議長は、全人類会議だけでなく、総会の会長と下院長として、総会と下院をも代表する。ただし、対外協定は、府長と財政理事長との事前の合意後に締結する；
- d. 議長は、理事会とはべつに、議題にかんするみずからの原案を提出できる；および
- e. 第12条のf項にしたがい、平和と安全を回復するため、議長は重大な国際情勢について、議長声明を発表することができる。

第34条（理事会） 1 理事会は、当初は全人類会議の議長をふくむ15名以下からなり、そのご全人類会議が、理事会の成員を45名まで増員することができる。理事会の成員は、3分の2まで公選代議員とする。ただし、1国から2名以上の成員はえらばれない。

2 理事会の主要任務は、全人類会議に議題の具体案を提出することである。理事会のもとに領域委員会、環境委員会、経済社会委員会、人権委員会、および他の補助機関をもうけることができる。加盟国が50か国になったとき、委員会は理事会に昇格できる。

第Ⅱ款 民族会議

第35条（構成員と平等な投票） 1 民族会議は、府の成立当初から、しばらく休会状態にあり、全人類会議の作業が過重になりはじめたときから活動することができる。

2 民族会議は、民間人の議長、副議長、地域本部の部長、国別支部長または国別副支部長、および第4項がさだめる公選代議員からなる。国別支部長が空席である国にかぎり、国家群代議員または国家代議員が、民族会議の構成員になることができる。

3 民族会議の各構成員は、ひとしく1票の投票権を有する。ただし、国家群代議員は、その代議員が代表する国家の数だけの投票数をもつ。同会議の決定は、多数決による。

4 公選代議員制の骨子は、つぎのとおりである。

- a. 第19条の第3項の人口比により、一国から1－3名の公選代議員がえらばれる；
- b. 初期の段階では、選挙人は府の会員とし、被選挙人は全世界の国会議員とする；
- c. 加盟国が10か国以上になったときからは、全加盟国を一選挙区として、政党への投票数に比例して各政党が公選代議員を指名できる制度を検討する；および
- d. 府の加盟国が150か国になったときに、10選挙区制と小選挙区制をも検討し、民族会議が、世界連邦の下院に継続しやすいように同制度を考案する。

第36条（補完的任務） 1 民族会議は、全人類会議と補完的な関係にあり、全人類会議がある事項を審議しているあいだ、その問題を民族会議はとりあげないものとする。

2 民族会議は、法の支配と世界平和の樹立に努力し、民族会議の名で調停案を係争当事者に勧告し、同会議に全人類会議が委任した任務を遂行する。

第37条（議長、副議長、評議会） 1 府長選挙の第1回投票で、第2位の候補が、民族会議の議長に自動的になるものとする。

2 議長は、その要請にしたがい、自己を補佐する複数の副議長を指名し、民族会議を招集し、民族会議を代表する。ただし、協定は、府長から事前の了解をえたのち、締結するものとする。議長は、重大な国際情勢について議長声明をだすことができる。

3 民族会議のもとに評議会をおく。民族会議は、その任務を評議会に委任できる。

第7章 平和理事会

第38条（構成） 1 平和理事会は、府長、加盟国会議の議長、および上院と下院が半数ずつ選出する成員、計30名以下で構成される。加盟国は、その国家代議員によって代表される。理事国の投票権は第27条にしたがい、その他の成員は1票の投票権を有する。

2 加盟国が、平和理事会の成員になることを希望し、府長に申請書を提出したとき、その加盟国は、自動的に理事会の成員になることができるものとする。ただし、申請国が21か国以上になったばあい、加盟国会議が、申請加盟国のかから20か国をえらぶ。

3 この20か国のかで、10年の任期を有するのは5か国、5年のは7か国、2年のは8か国とする。ただし、加盟国が50か国になってからは、第81条の3項がさだめる世界連邦の理事会のように、15年の任期を有するのは5か国、10年のは7か国、2年のは8か国で、これら理事国は、いずれも加盟国会議によりえらばれる。

第39条（任務） 1 第12条i項のばあいをのぞき、会員は、府においては、国際の平和と安全の維持にかんする主要な責任を平和理事会におわせることに同意する。同理事会の決定は、原則として、会員との関係で拘束力がない勧告的な性格のものとする。

2 平和理事会的主要任務は、下記のとおりである。

- a. 第60条にしたがい、所与の国際紛争が平和的に解決されるよう努力すること；
- b. 平和にたいする脅威、平和の破壊、または侵略行為の存在を決定すること；
- c. 国際の平和と安全を維持し、または回復するために、勧告をすること；
- d. 事態の悪化をふせぐため、緊急措置を関係当事者に要請すること；
- e. 加盟国が50か国になったときからは、平和理事会の決定を実施するため、抗議運動と不買運動を展開するよう会員に要請することができる；および
- f. 加盟国が100か国になったのち、理事会の決定を実施するため、国連憲章の第41条によるような経済または外交関係の中止などの制裁措置が可能かを検討する。
- g. 加盟国が150か国になったのちは、前項fの制裁措置を適用できるものとする。

第40条（世界連邦予備軍） 加盟国が150か国になったのち、平和理事会は、第70条による世界連邦予備軍との関係を強化し、世界連邦の成立にそなえる。

第8章 行政理事会

第41条（府長と補助機関） 1 府長は、府の行政職員の首長である。行政理事会に、部、課、委員会、および他の補助機関をおくことができる。

2 行政理事会には、外務部、財政部、法務部、人事部、報道部、インターネット部のほかに、上院部、下院部、行政理事会部などを設置し、各部内にはアフリカ、アメリカ、西アジア、東南アジア・太平洋、およびヨーロッパ担当の部署をおく。

3 府の加盟国が50か国になったときは、府の行政機構が世界連邦に役だつように、それを第77条2項の世界連邦の主要機関を考慮した機構に再編成する。

第42条（行政理事会） 1 行政理事会の全体のうちに、できるだけ理事の地理的バランスが確保されるように、同理事会が構成される。

2 上院（賢人会議と加盟国会議）、および下院（全人類会議と民族会議）の成員が、できるだけ同数になるように、行政理事会が構成される。

3 行政理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 府の活動にかんする重要かつ基本的な情報を収集し、保存すること；
- b. この憲章による行政上の措置、および主要機関の要請する措置を執行すること；
- c. 全人類会議または民族会議に予算案と決算報告を提出すること； および
- d. 世界連邦を創設せんとする団体および関係団体と行政的な面で協力しあうこと。

4 全人類会議または民族会議が、行政理事会の総辞職を決議したばあい、あるいは、その理事長がかけたとき、同理事会は総辞職をしなければならない。

5 府長と職員は、その任務の遂行にあたって、いかなる政府からも、またはこの機構外のいかなる他の当局からも、指示をもとめ、もしくはうけてならない。府長と職員は、この機構にたいしてのみ責任をおう国際職員として、その地位を損ずるおそれのある行動をつつしまなければならない。ただし、下記の行為はみとめられるものとする。

- a. 不明確な点について、関係者に問い合わせること； および
- b. 会員規程が、会員の権利としてみとめる発言権と投票権。

第9章 財政理事会

第43条（原則と構成） 1 財政理事会は、理事長、副理事長と理事から構成される。副理事長と理事は、上院と下院の院長が、できるだけ半数ずつ任命する。この理事会のもとに、会費委員会、予算委員会、財政管理委員会、および会計監査委員会などをもうける。

2 世界連邦府は、健全な年度予算を編成し、国別支部の予算は、原則として中央予算から独立して編成される。中央財政部は、国別支部の債務について責任をおわないものとする。ただし、府はいずれの国別支部の会計をも監査できる。

第44条（収入と支出） 1 府の主たる収入は、会費、寄付、刊行物の販売、入場料等の収入からなることができる。

2 会員は、その国家の一人あたりの GNP または GNI などを考慮した段階的にことなる会費をしほらう。ただし、一定の会員については、会費を免除することができる。

3 会員は、原則として、自国の経理担当者をとおして、その会費の半分は自国支部へ、のこり半分は府の中央予算へ、しほらうものとする。自國に国別支部がないとき、会員は中央予算にしほらうものとする。会費規程は、原則として、第17条の第4項、この条の第2項とこの第3項にもとづく。

4 国家、自治体、および団体会員は、会費の全額を府の中央予算にしほらわなければならぬ。

5 寄付者は、その使用範囲を限定して、中央の財政当局または国別支部または寄付の使用者を受取人として指定できる。

6 府の中央財政における支出は、人件費、事業費、会議費、備品維持費、通信費、翻訳料、および他の必要な費用からなる。

7 府と国別支部は、赤字予算を編成せず、府内外の個人または団体との金銭貸借契約をも、また収入をあてにした後払いのいかなる契約をも、締結してはならない。

第10章 司法理事会

第1節 構成と任務

第45条（理事長と他の補助機関） 1 理事長は、つぎのような主要任務を有する。

- a. 法の支配による地球共同体の樹立と世界法の萌芽に細心の注意をはらうこと；
- b. 副理事長、理事、および司法理事会の事務局の成員を任命すること；
- c. 理事会を開催し、事務局の業務を監督すること；
- d. 理事長独自の議題とその具体案を全人類会議に提出できる；および
- e. 理事長は、重大な国際情勢について議長声明を発表することができる。

2 司法理事会には、世界連邦における裁判制度へ発展し接続する経路のひとつとして、全人類裁判所、行政裁判所、および司法理事会事務局などの補助機関をおくことができる。

第46条（司法理事会） 1 司法理事会は、理事長、副理事長、および理事からなる。

理事会全体には、できるだけバランスよく、世界の主要な文明形態と法体系が代表される。

2 司法理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 全人類会議に提示すべき議題を決定し、そのための具体案を作成すること；
- b. 国際法だけでなく、国内法上の紛争解決にも寄与する府の制度を考案すること；
- c. 世界連邦成立にそなえ、現行諸条約の条文の改正を研究し、それを発表すること；
- d. 世界連邦憲法、府の諸規程、世界連邦民権法などの草案を準備すること；および
- e. 国際法、国内法、および世界法の法律家に司法理事会と協力するよう要請すること。

3 前項のさだめる任務をはたすため、理事たちは各種委員会の委員長となって、委員会としての原案を作成し、直接それを全人類会議に提出することができる。

第47条（事務局） 1 事務局は、理事長によって任命される事務局長、副事務局長、および局員からなる。

2 事務局は、行政理事会から独立したものとして設置する。会員は、事務局長、副事務局長、および局員のもっぱら国際的な性質を尊重し、これらの者を左右してならない。

第2節 裁判所

第48条（裁判所の種類と構成） 1 府には、全人類裁判所、特別裁判所、行政裁判所などを設置できる。全人類裁判所は、15名の判事によって構成される。インターネットを使用するばあいは、51名以下の奇数の成員で構成することができる。

2 世界の法体系と地理的平等を考慮し、全人類会議が判事をえらばなければならない。

第49条（全人類裁判所の裁判権） 1 全人類裁判所は、下記の事項について、裁判権を有するものとする。

- a. 条約の解釈；
- b. 国際法上の問題；
- c. 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在；
- d. 国際義務の違反または国際犯罪にたいする国際責任の性質または範囲；および
- e. 関係する国内法の許容する範囲内での国内法上の紛争。

2 全人類裁判所は、下記の事項について、裁判権を有さないものとする。

- a. 紛争凍結の合意が紛争当事者間、または紛争国の政府間にあるばあい；および
- b. 国家間裁判所にかんする条約、および民間の国際裁判所にかんする基本的文書が、これら裁判所があつかった事件の上訴をみとめていないばあい。

第50条（裁判の基準） 1 全人類裁判所は、付託される国際法上の紛争を国際法にしたがって裁判することを任務とし、つぎのものを適用する。

- a. 一般または特別の条約で、係争国が明らかにみとめた規則を確立しているもの；
- b. 法としてみとめられた一般慣行の証拠としての国際慣習；
- c. 法的一般原則；および
- d. 法則決定の補助手段としての裁判上の判決、および諸国の優秀な国際法学者の学説。

2 この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平と善にもとづいて裁判する権限を害するものではない。

3 全人類裁判所は、付託される国内法上の事件には、関係条約と国内法を適用する。

第51条（法的判断の種類） 全人類裁判所の最終的な判断は、つきのような性質の判決、勧告意見、または参考意見の形式をとることができる。

- a. 判決、これは紛争当事者が、その合意にもとづいて諮問したばあいだけにとられる形式で、紛争当事者を法的に拘束するものである；
- b. 勧告意見、これは拘束力はないが、尊重されることが期待されており、双方の紛争当事者に送付される、諮問にたいする回答である；および
- c. 参考意見、これは拘束力がなく、「尊重されることが期待される」むねに言及せず、諮問者だけに回答されるものである。

第52条（諮問の提起） 1 府の内外の紛争当事者（国家、団体、個人）が、その合意にもとづいて全人類裁判所に紛争解決を付託したばあい、裁判所の最終判断は、その要望にそって、判決または勧告意見の形式をとることができる。

2 府の内外のある紛争当事者が、他方当事者との法的問題について、全人類裁判所に中立的な諮問を提起したとき、その要望にそい、同裁判所の最終判断は、勧告意見または参考意見の形式をとることができる。

3 中立的な諮問とは、諮問書で自己主張をせず、また相手当事者を非難せずに、たんに争点についての法的事実を記載して、全人類裁判所の最終的判断をもとめる質問であり、裁判所は、紛争当事者の一方が原告となって、他方当事者を被告としてうつたえる訴状は受理しないものとする。

第53条（非当事者による諮問） 国際法上の紛争については、府内外の紛争の非当事者または府の機関も、全人類裁判所に中立的な諮問を提起でき、その諮問者の要望にそって、裁判所の最終判断は、勧告意見または参考意見の形式をとることができる。

第54条（行政裁判所） 1 行政裁判所の主要任務は、府内の機関の権限と成員の地位にかんする内部紛争を解決することであり、同裁判所は、当該国家の国際法上の権利義務にかかる事件をあつかわないものとする。行政裁判所が、付託された諮問は全人類裁判所の裁判権内にあると決定したときは、それにしたがわなければならない。

2 行政裁判所は、軽微な事件については、裁判長の職権で、1名、3名、または5名の判事で構成できる。

第11章 青年部

第55条(構成と活動) 1 青年部は、18歳から29歳までのすべての会員からなり、その機関として、部長、総会、国別支部長などの役員をおき、おもに、つぎのような活動をおこなう。

- a. 会員の募集活動;
- b. 平和アカデミー内外での研修;
- c. 国際および国内での平和文化祭の開催;
- d. インターネット交流; および
- e. ボランティア活動。ただし、危険のともなう活動は、おこなってはならない。

2 青年部は、それ独自の会員募集委員会、平和アカデミー委員会、平和文化祭委員会、報道委員会、インターネット委員会、ボランティア委員会、および財政委員会を組織する。これらの世界的機関は、世界連邦の成立後も、ひきつづき継続的に活動する。

第56条(総会と役員) 1 総会の任務は、つぎのとおりである。

- a. 部長、総会の会長、各種委員会の委員長をえらぶこと;
- b. 単年度および5か年計画を策定すること; および
- c. 青年部の予算と決算を財政理事会に報告すること。

2 部長は、青年部を統括し、それを代表する。ただし、重要事項、および財政支出をともなう事項について、府長と財政理事長の同意をえるものとする。

3 部長は、任務別の副部長のほか、アフリカ、アメリカ、東南アジア、西アジア、およびヨーロッパの地理的要素を考慮して5名の地域別部長補佐を任命できる。

4 副部長と部長補佐の主要任務は、部長から要請があったときに部長を補佐することである。なんらかの理由で部長がその職務を遂行できなくなったときは、副部長が臨時的に部長を代行する。

5 青年支部の組織は、同支部が決定できる。国別支部長は、別段の規定がないかぎり、その国の支部の会員によってえらばれる。

第12章 紛争の平和的解決

第57条（段階的な要請） 1 世界連邦府の加盟国は、けっして戦争にも、復仇にも、うつたえず、すべての会員は、紛争の平和的解決制度の樹立に寄与しなければならない。

2 府は、諸国に「法の支配」をもとめ、国際紛争の解決制度が未発達な地域の諸国に、まずは初步的な制度として、事実のみを審査する国際審査委員会の設置をよびかける。

3 交渉で国際紛争を解決できないとき、その次段階で審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関、そのほか当事者がえらぶ平和的手段による紛争の絶対的解決を義務化する2国間条約、地域的条約、最終的には普遍的条約の締結を諸国によびかける。

第58条（国際裁判権の承認） 1 国際司法裁判所、国際刑事裁判所などの裁判権を承認しないことは、国際社会が無法状態になる最大の原因であり、府は、すべての国家が、おそらくとも半世紀間で、この2つの国際裁判所の裁判権を承認するよう要請する。

2 府の加盟国は、まだ国際裁判所の裁判権を受諾していないばあい、それを条件つきであれ受諾し、条件つきで受諾しているばあいに、段階的にせよ同条件を緩和し、最終的には同条件を撤廃して、半世紀間で両裁判所の裁判権を全面的に受諾しなければならない。

第59条（拒否権の廃止） 国際連合の安全保障理事会の常任理事国が有する拒否権は、5常任理事国の恣意的行動をゆるし、長期間、平和が回復されない原因になりうるので、府は拒否権を制限し、最後には廃止することを諸国、とくに常任理事国に要請する。

第60条（平和的解決） 1 ある国際紛争について、府が調停をこころみるとき、その調停者は、平和的に紛争当事者に接近しつつ、公平に周旋、仲介、調停をおこなう。府の調停は、対話と交渉能力にすぐれている1名、または調停委員会がおこなうこともできる。

2 紛争当事者が、交渉または他の平和的手段で国際法上の積年の問題を解決できないとき、府は同当事者に問題を国際裁判に付託するよう要請することができる。境界問題にかんするかぎり、府の加盟国は、この憲章の第82条の第1項の手続によって、未解決の境界問題を解決しなければならない。

第61条（裁判権の段階的承認案） 1 一般的性格の国際司法裁判所、国際刑事裁判所などの裁判権をすみやかに、かつ無条件で承認するよう諸国に要望しつつ、それが不可能であれば、府はつきの段階的承認を骨子とする包括的条約案を国際連合と諸国に提案する。

- a. 第1段階で、国際連合は裁判権の包括的承認にかんする国連裁判権委員会を設置し、各国家は、とりわけ、つきの点に言及して、同委員会に自国の立場を表明する。
 - i 裁判権を全然みとめていない国家は、いかなる状況下で、それを承認するか。
 - ii 裁判権を条件つきで承認した国家は、いかなる状況下で、それをとりはずすか；
 - b. 第2段階で、国連は裁判権の包括的かつ段階的承認にかんする報告書を発表する。
 - i 裁判権を全然みとめていない国家は、おおくの条件つきでも、裁判権を承認する。
 - ii 裁判権をいくつかの条件つきで承認していた国家は、一部の条件をとりはずす；
 - iii 裁判権をわずかの条件つきで承認した国家は、その条件をはずすか、縮小する。
 - c. 第3段階で、さらに「法の支配」を強化する目的のため、国連裁判権会議を開催し、「法の支配」10年間を宣言し、まず「自国の一定の地域」にかんして国際裁判所の裁判権を否認していた国家は、その地域的条件を撤廃しなければならない；
 - d. 第4段階で、国連裁判権委員会は、中間報告書を発表する。多少の条件つきであっても、すべての国家が、一般的性格の裁判所の裁判権を承認するものとする。「自国の決定により」その国の国内事項となる問題につき裁判所は裁判権をもたない、との事項的条件は、「裁判所の決定により」というように、基準を客観的にする；
 - e. 第5段階で、「第2次世界戦争後のある時点から」生じた紛争についてのみ裁判権を承認するむね20世紀中に宣言していた国家は、「第2次世界戦争直後から」生じた紛争についても裁判権を承認するむね宣言する。
 - f. 第6段階で、国連は国連裁判権10周年の最終報告書を発表し、第2回国連裁判権会議を開催し、その政策をさらに具体化し、ここで「裁判権承認勧告制」を採用する。
 - g. 第7段階で、多数の条件をつけていた国家は、それを緩和する；
 - h. 第8段階では、「第2次世界戦争直後から」生じた紛争について裁判権を承認するむね宣言していた国家、および他の時間的条件をつけていた国家は、それを撤廃する；
 - i. 第9段階では、「軍事行動」などにかかわる紛争について裁判権を否認するむね宣言していた国家、および他の事項的条件をふしていた国家は、それらを撤廃する。
 - j. 第10段階では、すべての地域的、時間的、および事項的条件が撤廃される。まだ裁判権を条件つきでみとめる国家があっても、国連は世界連邦の成立を宣言する。
- 2 かかる条約の成否にかかわらず、府の加盟国は上記の段階をすすむよう努力する。

第13章 軍備縮小と世界連邦への道

第1節 総則

第62条（原則） 1 世界連邦府とすべての会員は、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器）と通常兵器の生産拡大、および輸出拡大に反対する。

2 府は、まず2大核保有国がその不必要的核弾頭を早急に激減しなければならないとの確信をもっており、府の一応の方針として、2大核保有国の核弾頭の総和が、他の核保有国の核弾頭の総和にたつするような段階を核外交の目標のひとつに設定する。

3 核兵器国は、核兵器の先制攻撃をせず、また非核兵器国にたいして、核攻撃しないと宣言し、また最初の2大核兵器国が大量破壊兵器を削減しているあいだ、他の大量破壊兵器国もその種の軍拡をせず、また開発もしてならない、という立場に府は立脚する。

4 世界のすべての国家による包括的な全面完全軍縮の過程においては、その軍縮は、厳重かつ効果的な国際査察のもとで、おこなわれなければならない。

5 大量破壊兵器または通常兵器を保有する府の加盟国は、それらを早期に撤廃するか、それが不可能であれば、同兵器と兵員を段階的に縮小することを探求し、そして、おそらくとも世界連邦の樹立の時点では、きわめて限定期に保有するか廃絶する義務をおう。

6 府は、その加盟国が、みずからの発案で、核兵器保有だけでなく、その生産、配備、持ち込みを禁止する非核地帯を世界中に拡大することを支持する。

第63条（原子力の平和利用） 1 世界連邦の成立前は、原則として、すべての国家が、原子力を平和的に利用する権利を有し、その施設を安全に操業する義務をおうという立場に府は立脚する。強制されない特段の合意が成立すれば、その合意による。

2 府は、いかなる国の原子力の平和利用も、効果的な国際査察をともない、世界連邦の成立後、世界の原子力の操業と管理は、すべて世界連邦がおこなうことをもとめる。

第64条（軍事費の平和転用） 1 世界連邦府は、軍縮による軍事費削減にともない、先進国が、その一定割合を除隊者の完全雇用のためだけでなく、発展途上国の国民生活の向上と積極的平和の促進のためにも利用するよう先進国に要請する。

2 軍縮による軍事費削減にともなって、先進国である府の加盟国は、加盟国の軍事費削減額の1%は、世界連邦の促進団体のためにわりあてるものとする。

3 府の加盟国である発展途上国は、軍事費削減にともない、その一定割合を除隊者の完全雇用のためだけでなく、積極的平和促進のためにも利用するものとする。

第65条（軍縮の5つの道と安全保障） 1 半世紀間で世界連邦を樹立する目標をたて、加盟国会議は、下記のどの道程で軍縮を実際に促進するかを府の内外に提議する：

- a. 一般的条約により段階的、同時的、かつ包括的に全面完全軍縮をうながすこと。
情況から判断し、くりかえし適時に、そのような提案をおこなう；
- b. 前記aの想定の不確定性を予想して、府の加盟国が、軍縮を一方的かつ段階的におこなう道程をも提示し、府は非加盟国も自主的に軍縮するよう提案する；
- c. 府の加盟国による一方的な軍縮の模範をしめして、所与の軍縮状況にあわせて、前記aの具体的な包括的条約案をくりかえし府の内外に提案する；
- d. 所与の国際情勢では、軍拡さえおこなわざるをえない府の加盟国があるにしても、これは例外的であり、各國は軍縮政策を推進すべきことを提案する；および
- e. 最終段階で、自国軍の残存に固執する国があっても、国際紛争の絶対的な平和的解決さだめる世界連邦憲法の全国家による批准をもって、世界連邦樹立を宣言する。

2 府への加盟国がおおくなり、軍縮過程が深化しても、一連の国家が、いぜんとして不必要に軍拡過程をあゆむか、または軍縮しないときに、府は、その国家首脳、関係者、識者だけでなく、その国民とも、くりかえし対話をかさね、次善の方策を検討する。

3 次条がさだめているように、国際の平和と安全の維持を確保するため、府は縮小される兵員の一部で国連軍が創設され、それが必要におうじて増強されること、また国連軍の創設の可否にかかわらず、合意可能な府の加盟国間で国際軍を創設することを支持する。

4 各国の軍事力の低下にともない、国連軍と国際軍は、次条と第73条が例示しているように削減され、最終段階では、残存部隊を世界連邦警察に改組することができる。

第2節 軍備縮小と世界連邦憲法の確定

第66条（包括的軍縮）1 府は、第1案として、以下の骨子の半世紀間でおこなう軍縮と憲法制定案を国連と諸国に提示し、すみやかにその作業を開始するよう要請する。

- a. 第1段階で、国連は、軍縮会議と世界連邦憲法制定会議をひらき、両会議下の常設委員会に第2段階で提出すべき報告書の作成を要請する。各国家は、まずは自国兵員10分の1以上を削減し、2大核保有国は、核弾頭の5分1以上を削減する。
- b. 第2段階で、自国兵員を1/9削減し、他の1/9は国連軍または国際軍に編入する。
 - i 国連軍または国際軍用の削減が不可能なばあい、自国の兵員を計2/9削減する。
 - ii 第3段階以下も、iのようなばあいには、自国兵員の削減を倍加する；
- c. 第3段階で、国連委員会が提示するいくつかの憲法案のなかから、第2回世界連邦憲法制定会議は、最良の案の検討後それを確定し、それを批准のため開放する。
 - i 自国兵員を1/8削減し、他の1/8は国連軍または国際軍に編入する。
 - ii 2大核保有国は、第1段階の始期に保有していた核兵器の弾頭を半減する。
- d. 第4段階で、自国兵員を1/7削減し、他の1/7は国連軍または国際軍に編入する。2大核保有国は、第3段階の終期に保有していた核兵器の弾頭を半減する。
- e. 第5段階で、自国兵員を1/6削減し、他の1/6は国連軍または国際軍に編入する。
 - i この段階から第62条の第2項による平等な割合での核軍縮を開始する。
 - ii この段階で生物・化学兵器を全廃し、第5－7段階ですべての核兵器を撤廃する；
- f. 第6段階で、自国兵員を1/6削減し、他の1/6は国連軍または国際軍に編入する。国連軍および国際軍は、信頼と緊張緩和の世界情勢によっては縮小できる；
- g. 第7段階で、自国兵員を1/4削減し、他の1/4は国連軍または国際軍に編入する。この段階で、第62条の第2項による核軍縮が終了し、核兵器は全廃される；
- h. 第8段階は、自国兵員を1/3削減し、他の1/3は国連軍または国際軍に編入する。この段階で、国連軍と国際軍が世界連邦警察に改組されるための準備をおこなう；
- i. 第9段階で、自国兵員を1/2削減し、他の1/2は国連軍または国際軍に編入する。
- j. 第10段階で、順調に軍備撤廃が完了したばあい、国連軍と国際軍の総計100万以上の兵員は、世界連邦内の平和と安全の維持のため、世界連邦の警察軍に編入される。

2 全國家が世界連邦憲法に批准した段階で、世界連邦の樹立が宣言され、残存する国家軍備は、20年内で撤廃される。世界連邦の当初の警察軍は、100万以上とする。

第67条（自発的軍縮）1 第65条第1項bは、府の加盟国が2か国になったときに、自発的に段階的軍縮を開始する選択肢で、その第1案の骨子は、つぎのとおりである。

2 加盟国連合は、第1～5段階までの加盟国間連携で、その想定は下記のとおりである。

第1段階では、世界連邦憲法（案）を検討し、まず加盟国軍の1/10の兵員を削減する；

第2段階で、新加盟国をふくみ自国兵員を1/6削減し、他の1/6は国連軍に編入する。

i 国連軍用の削減ができないとき、国家軍備を計1/3削減する。（以下、同様の方式）

ii 世界連邦憲法（案）を確定し、それを各国の批准のため開放する；

第3段階で、自国兵員を1/5削減し、他の1/5は国連軍または国際軍に編入する。

新加盟国も同値の削減義務を有する。以下、第5段階まで同様とする；

第4段階で、自国兵員を1/4削減し、他の1/4は国連軍または国際軍に編入する；

第5段階で、自国兵員を1/3削減し、他の1/3は国連軍または国際軍に編入する。

3 加盟国大連合は、第6段階からはじまり、その各段階の想定はつぎのようである。

第6段階で、自国兵員を1/2削減し、他の1/2は国連軍または国際軍に編入する。

i 新加盟国は、その兵員を1/3削減し、他の1/3は国連軍または国際軍に編入する。

ii この段階から、国連軍または国際軍は、世界情勢によっては縮小できる；

第7段階で、新加盟国は兵員を1/3削減し、他の1/3は国連軍または国際軍に編入する；

第8段階は、加盟国大連合に全世界の90%の国家が加盟したときにはじまる。

i 第6段階からの新加盟国は、その兵員を1/3削減、他の1/3は国際軍に編入する。

ii 世界連邦憲法の批准につき、さらに未加盟国家と対話または要請をおこなう。

4 世界連合の段階の想定は、つぎのとおりである。

第9A段階は、どうしても世界連邦憲法を批准しない国が残存する想定で、このばあいも、

加盟国は、世界情勢をみて、その兵員の1/2を削減、他の1/2は国際軍に編入できる。

第10段階では、それら諸国の非加盟のまま、加盟国会議は、世界連合の創建を宣言して、

不可侵および平和保障条約を締結し、世界連邦に近似する地球共同体の形態をとる。

5 世界連邦の段階での想定は、つぎのとおりである。

第9B段階は、全國家の世界連邦憲法の批准よって、世界連邦が樹立される直前の段階で、

府の全加盟国は、その兵員を1/2削減し、他の1/2は連邦警察の予備軍に改組できる。

第10段階で、国連軍と国際軍の計100万以上の兵員が、世界連邦の警察軍に編入される。

第3節 国連軍

第68条（補完的関係と特別協定） 1 府は、国連じたいが、国連軍を早期に創設し、また世界連邦の構想、その過程における国連軍の動態をも提示するよう国連に要請する。

2 府の加盟国は、自国の憲法上の手続、および国連憲章第43条のさだめる加盟国との特別協定にもとづき、つぎのばあい、国家軍備または兵員を国連軍に提供する。

- a. 国連が、ある制度のもとで、府の加盟国に国連軍の参加を要請したとき；または
- b. 国連じたいが、世界連邦の構想を採択し、その構想による国連軍への加盟国部隊のわりあてが義務であると国連が判断するとき。

3 府の加盟国が、つぎの第2節にしたがって、自国兵員を国際軍にわりあてることを希望しても、まずは前項による国連の要請を優先し、それにおうじなければならない。

4 府の加盟国は、国連軍に自国兵員をわりあてたことにより生ずる自国固有の兵員削減を、原則として、補充しないものとする

5 前節の軍縮過程において、府の加盟国が、国連軍に利用させる兵力は、国連憲章第43条による特別協定がさだめるものであり、その協定の締結を府は奨励する。

第69条（国連と国連軍の解散） 1 府の加盟国が、国連のために提供した国連軍は、将来、世界連邦の創建過程における国連の解散のさいは、つぎのように再編される。

- a. まだ世界連邦が成立していない段階で、なんらかの理由から、国際連合が解散したばあい、加盟国が提供した部分の国連軍をも解散し、国際軍に改編しない；および
- b. 世界連邦の成立する段階で、国連が解散したばあいは、府の加盟国の提供した部分の国連軍をどれほど解散するか、あるいはそれを世界連邦の警察軍にどれほど編入するか、あるいは他のいかなる措置をとるかは、世界連邦が決定する。

2 いちおうの目安として、国連軍と国際軍の兵員の総和が、世界連邦の成立直前では世界連邦の警察軍用に100万以上確保されているように、国連軍を編成できる。

3 前項による総和は、世界情勢の安定化、国家間の信頼強化、国家軍備の撤廃またはわずかな残存などの肯定的な要因があれば、100万未満でもよいものとする。

第4節 国際軍

第70条（総則）1 国際軍創設は、府の加盟国の義務でなく、創設をのぞむ加盟国が、その負担で、かつ加盟国間で分割できる性質のものとして、国際軍を組織できる。

2 府の加盟国のみならず、既存の軍事的機構または軍事的条約のいかなる当事国でも、この憲章による国際軍にかんする諸条約の当事国となることができるものとする。

3 国際軍に参加しない府の防備国、または国際軍の支援を希望する府の無防備国は、第67条による自国軍の削減を倍加するか、国際軍を経済的に支援することができるものとする。

4 国際軍、およびその関係国の代表からなる軍事参謀理事会は、府から独立したものとして組織する。ただし、加盟国が150か国にたつたときからは、国際軍を世界連邦予備軍として改編すること、および同理事会と府が責任を分担することなどを検討する。

第71条（国際軍の主要任務）1 国際軍の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 双方の紛争当事者、または関係者の要請によって、または默認のもとで、双方の紛争当事者のために、停戦と選挙の監視、戦後の魚雷や手榴弾の撤去、戦災からの回復支援、その他の平和的支援をおこなうこと；および
- b. 地震、津波、火災、洪水などの自然災害のとき、緊急支援をおこなうこと。治水工事などにかんしては、平時に支援をおこない、その災害を予防すること。

2 国際軍は、国連憲章上の拘束力ある要請が国連側からないかぎり、国家にたいして武力を行使してならない。ただし、つぎのばあいは、そのかぎりでない。

- a. 国連憲章の第51条がみとめているような自衛権；および
- b. その集団的自衛権の行使として、府の加盟国への侵略国にたいする反撃。

3 このaとbのいずれのばあいも、国際軍の参加国は、集団的自衛権を行使する義務はない。ただし、非侵略国または国軍事参謀理事会が、国連に対応措置をとるよう要請したのち、国連から共同行動の提議があるときは、国際軍の全参加国が国連に協力する。

4 国連が、命令でなく、その許可によって、特定国家または団体にたいする軍事行動をとるか否かの選択を加盟国にみとめたばあい、国際軍は軍事行動をとらないものとする。

第72条（協定） 1 加盟国は、この憲章にしたがって、国際軍の地位にかんする一般協定を締結し、その一般的な性格をさらに明確にしなければならない。

2 前項の一般協定は、それに府の非加盟国も加入できるような一般的性格をもたせる。それに非加盟国が加入することは、府の加盟国になることを意味せず、府の加盟国になるためには、その国家は、その憲法上の手続にしたがい、批准書を府長に寄託する。

3 国際軍に参加する国家は、軍事参謀理事会の要請にもとづき、かつ1または2以上の特別協定にしたがって、参加国が提供する兵力、援助と便益を軍事参謀理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利がふくまれる。

4 この協定は、兵力の数と種類、その出動準備程度と一般的配置、および提供されるべき便益と援助の性質を規定する。この協定は、参加国の憲法上の手続により批准されなければならない。

第73条（国際軍の増強と縮小） 1 軍縮にともなって、前半の諸段階で、国際軍は増強される。地上から国家軍備が撤廃された段階で、世界連邦の警察軍を100万名以上確保することを勘案しつつ、世界情勢によっては、後半の諸段階から国際軍を縮小できる。この増強と縮小の過程の第1案は、つぎのとおりである。

- a. 第1段階で、加盟国は、前条のさだめる一般協定(案)を検討し、草案を確定する；
- b. 第2段階で、一般協定を批准のため開放し、最初の国際軍を編成することができる；
- c. 第3段階で、加盟国の国家軍備の縮小により、国際軍が増強される；
- d. 第4段階で、加盟国の国家軍備の縮小により、さらに国際軍が強化される；
- e. 第5段階で、国家軍備の縮小により、必要に応じて、さらに国際軍を増強できる；
- f. 第6段階から、世界情勢によっては、国際軍を増強せず、縮小できるものとする；
- g. 第7段階で、第3段階までの加盟国は、情況により自国の国際軍兵員を削減できる；
- h. 第8段階で、第6段階までの加盟国は、情況により自国の国際軍兵員を削減できる；
- i. 第9段階で加盟国は兵員を1/2削減し、残りは国際軍または連邦警察軍に編入する；
- j. 第10段階では、世界連邦の誕生とともに連邦警察軍が創設されるか、または国家軍備が残存しても、それより強力な国際軍が存在し、府は世界連邦とにた形態をとる。

2 第61条、第66条、および第73条がさだめる第1段階の始期は、状況によって同一である必要がなく、また各段階の始期と期間が、それぞれ対応しなくともよい。

第14章 世界連邦の樹立

第1節 第1次世界連邦憲法

第74条（総則） 1 第1次世界連邦憲法（以下、第1次憲法という）の起草者は、国家軍備が多少とも残存し、諸国が一般的性格の裁判権を承認せずとも、全國家の第1次憲法の批准によって世界連邦の成立を宣言できるような草案を提示しなければならない。

2 世界連邦は、国際連合と世界連邦府の存続または継承につき条約をむすぶ。ただし、府は第98条にしたがい、世界連邦の成立後は、それを補完しつつ存続する。

3 戦争の否認、国家軍備の縮小または廃止、紛争の平和的解決に相当な注意をはらい、第1次憲法の起草者は、人類が最短期間で世界連邦に到達できる草案を提示する。

4 政治的、経済的、社会的、文化的、および他の分野において、各の国家主権は、第1次憲法のもとでは、必要最小限に制限される。

5 世界の大多数の人びとと国家が、われらが構想する世界連邦に安心感をいただけるようにするために、第1次憲法の起草者は、現行の国際および国内制度の長所をできるだけ活用し、その継続性を重視し、また簡潔で理解しやすい草案を提示しなければならない。

6 第1次憲法の起草者は、その草案を2015年の年末までに、第2次世界連邦憲法（以下、第2次憲法という）の起草者は草案の大綱を2020年まで、提示する。世界の万人が、第1次憲法草案も、第2次憲法草案も、府に提出できる。

第75条（目的） この憲章または国連憲章を参照しながら、世界連邦憲法の起草者は、その前文または本文で、とりわけ、世界連邦の下記のような目的を宣言する。

- a. 世界連邦創建の根柢、戦争や他の弊害のは正、法の支配の重要性；
- b. 人間尊重、人類愛、互恵と互譲の精神、諸民族間の友好関係にもとづく恒久平和；
- c. 調和を考慮した人権の向上、地球共同社会における公正な富の分配と繁栄；
- d. 地球共同社会の多様性の承認、全人類益の重視、世界連邦国家の3権分立；および
- e. この憲章の前文と本文でかかげられた諸目的で、いまだに達成されていないもの。

第76条（主権と領域） 1 世界連邦の主権は全人類に属し、全人類主権は、とりわけ、つぎのような面にあらわれる。

- a. 全人類を構成するまさに一人ひとりの人間が最大限尊重されること；
- b. ほかの者でなく、まさに全人類が世界連邦の存在形態と発展を決定できること；
- c. 最高機関である下院の議員と大統領は人類の意志を反映すべきこと；および
- d. 世界連邦憲法の改正は、連邦民投票で3分の2以上の多数決で決定されること。

2 世界連邦は、つぎの領域にたいし全人類主権を有する。

- a. 公海の海面、海中、海床と公海の上空。ただし、できるだけ既存制度を活用する；
- b. 月その他の天体をふくむ宇宙空間で、同連邦が実効的に支配できるもの；および
- c. この条の第4項と第82条の第1項により、世界連邦領となった地域。

3 世界連邦の成立後、国家はその領土、領海および領空にたいし、制限的主権を有し、大陸棚と排他的経済水域における国家の主権的権利は、ひきつづきみとめられる。

4 国家は、世界連邦との合意にもとづいて、自国領の一部を同連邦に移譲することができる。この飛地は世界連邦の陸地であり、その陸地が海に接しているとき、それは世界連邦じたいの領海となり、そのいずれにたいしても世界連邦の主権がおよび、

第77条（長所の活用、主要機関、構成、条約案と法案） 1 世界連邦が、その機構を組織化するさい、できるだけ国際連合と世界連邦府の長所をくみいれ、それを活用する。

2 世界連邦の主要機関として、総会、大統領、行政理事会、平和理事会、領域理事会、環境理事会、経済社会理事会、財政理事会、人権理事会、および司法理事会を設立する。行政理事会をのぞく理事会は、その理事長と副理事長をえらぶ。

3 環境理事会、経済社会理事会、財政理事会、および司法理事会は、上院がえらぶ30の国家、および下院がえらぶ下院議員30名からなる。そのうち10か国と下院議員10名は、3年の任期で毎年えらばれる。

4 すべての理事会は、その権限に属する事項について、総会に提出する条約案と法案を作成できる。法案として提出するばあいは、連邦成立から20年間は、4分の3以上の多数決が必要であり、そのごは3分の2以上の多数決を必要とする。

第78条（総会） 1 総会は、上院と下院からなる世界連邦の最高の立法機関である。

2 上院は、国家の代表である議員によって構成される。各国家が自国の代表の任期を決定できる。上院は、下院が採択した条約案、法案、および他の問題を審議し、条約案は可決後に各国の批准のため開放され、法案は可決後に世界連邦法となる。

3 草案を条約案または法案として総会に提出するか否かは、その第1次審議権をもつ大統領と各理事会が、それぞれ決定する。ただし、諸国家のゆずりえない権利をさだめている第88条をのぞき、総会は、世界連邦成立から20年間は、4分の3以上の多数決で条約案を法案にかえ採択でき、その20年間の経過後は3分の2以上の多数決で票決する。

4 上院議員は、これらの議員が代表する国家の人口比によって、この憲章の第27条がさだめているように、1票から8票までのことなる投票数を有する。今世紀中に地域的連邦制に編入される構成国については、第10条b項を適用する。

5 下院は、500名の公選議員からなる。18以上の選挙民が世界の諸政党へ投票し、各政党は獲得した票に比例して下院議員を指名できる。ただし、総会が、この比例代表制とならんで、第97条b項のさだめる中選挙区制、および小選挙区制を同時に導入すると決定したばあいは、その決定にしたがって選挙をおこなうものとする。

6 総会は、つぎのような主要任務を有する。

- a. 総会は、第1次憲法の範囲内のいかなる事項についても、審議することができる。
- b. 総会は、政治的、経済的、社会的、文化的、教育的、および保健的分野において、国際協力を促進しなければならない。
- c. 平和理事会が、ある紛争または事態について、勧告または他の措置をとるために審議しているあいだ、総会は、平和理事会が要請しないかぎり、同紛争または事態について、いかなる勧告もしてならない。
- d. 世界法の発展を考慮しつつ、総会は条約案を採択し、それを批准のため開放する。
- e. 国家を拘束する法案または決議案は、世界連邦成立後20年間は4分の3以上の多数決で、その20年経過後は3分の2以上の多数決で、票決するものとする。
- f. 総会は、世界法の漸進的発達および世界法の法典化を奨励する。
- g. 総会以外の機関が、その決定すべき事項を決議できない状況におちいったときは、それにかわって総会が決定できるものとする。

第79条（大統領） 1 大統領は、原則として、5年の任期でえらばれ再選されず、また第78条の7項による10選挙区の同一区から、ふたりひきつづきえらばれない。大統領候補には、上院議員10名以上と下院議員50名以上の推薦が必要なものとする。

2 公職選挙法にもとづき、現職大統領の残任期間が2年になった時点から、各国家の国政選挙と地方選挙などにあわせて大統領選挙をおこなうことができる。

3 第1回選挙で過半数の票をえた候補者がないとき、上位2名につき決戦投票がおこなわれる。この決戦投票により新大統領が決定されるまで、現職大統領は、5年間の任期をこえて在任する。

4 大統領は、とりわけ、つぎのような主要権限を有する。

- a. とくに行政面での条約案と法案の発案権を有する；
- b. 副大統領、行政理事会の理事長、および同理事会下の閣僚を任命する；
- c. 総会の制定する法律をその通過後30日以内に拒否する権利を有する。ただし、下院の再審議で、3分の2以上の多数決により、大統領の拒否を棄却できる；および
- d. 国際平和と安全の維持を脅威するとみとめる事項について、総会と平和理事会の注意をうながし、必要なら、そのための措置をとることができる。

第80条（行政理事会） 1 理事会は、大統領がえらぶ30か国と下院議員30名からなる。そのうち10か国と下院議員10名は、毎年3年の任期で大統領により任命される。

2 内閣は各省の長官からなり、行政権の行使について総会に連帶責任をおい、総会が内閣不信任案を可決したときは総辞職をしなければならない。

3 内閣の主要任務は、世界連邦法を誠実に執行して、政令を制定し、政務を総理し、公務員の事務を掌理すること、および予算を総会に提出し、その承認をえることである。

4 行政理事会のもとに、外務省、自治省、人事院、およびその他の省庁を設置できる。第1次憲法下で、とりわけ、経済社会理事会の荷重負担をかるくするために、同理事会のもとにある省庁のいくつかを適時行政理事会下に移管する。

5 第2次憲法の草案においては、内閣の管轄範囲は拡大される。第1次憲法のもとの理事会の制度は、原則として、第2次世界連邦のもとの各省庁などに継承される。

第81条（平和理事会）1 世界連邦の成立後に、例外的かつ暫定的に国家軍備の保有がみとめられていた国家について、第1次憲法下では、つぎのような措置がとられる。

- a. 大量破壊兵器の保有国は、つぎのむね全世界に宣言しなければならない。
 - i 自国は、いかなる国家にたいしも、大量破壊兵器で先制攻撃を絶対おこなわない;
 - ii 無防備国にたいしても、いかなるばあいであっても、武力攻撃をおこなわない;
 - iii 大量破壊兵器国間で、同兵器を均等に一定期間で撤廃する用意がある； および
- b. 核保有国をふくみ、いかなる防備国も、つぎの義務を履行する措置をとる。
 - i 自国と他国または他の団体との紛争は、国連憲章の第33条、または第1次憲法のさだめている平和的方法でのみ、最終的には裁判で、解決する義務をとう；
 - ii 防備国は、いかなる種類の兵器であれ、その国家軍備を20年間内で撤廃する；
 - iii この20年間、いかなる国家も、いかなる国へも兵器を移転してならない； および
 - iv 国家が保有できる武器は、国内の秩序維持のためだけ、おもに警察用のものである。

2 平和理事会は、地球上の完全軍備撤廃の状態を確保して、暴力から人類をまもるという消極的平和だけでなく、積極的平和を段階的に強固にするという役割をもになう。

3 平和理事会は、拒否権をもたない30の国家で構成する。15年の任期を有するのは5か国、10年の任期を有するのは10か国、2年の任期を有るのは15か国とし、これら成員は総会によりえらばれる。

4 各国家は、国際の平和と安全の維持にかんする主要な責任を平和理事会におわせ、かつ、理事会がこの義務をはたすにあたって、国家にかわって行動することに同意する。平和理事会が、なんらかの理由で、その主要な責任を遂行しえなくなったときに、総会は加盟国に適当な勧告をおこなう目的をもって、ただちにその問題を審議できる。

5 平和理事会のもとに、平和省と警察庁を設置する。これらの長は、理事会がえらぶ。平和省は、その設置当初、世界の平和と安全を維持するため、国連軍または国際軍を改組した100万名以上の警察軍を統轄する。警察軍は、以下のようなばあいに行動する。

- a. 世界の平和と安全をあやうくする事態を未然に防止する； および
- b. 実力行使が発生したとき、世界法による平和的解決の意志がないの側を鎮圧する。

6 各国家の国内警察のほかに、広域犯罪に対処するため、世界連邦警察を創設する。国内警察と世界連邦警察が保有できる武器は、世界連邦の警察法がさだめる。

第82条（領域理事会） 1 世界連邦の成立後でも、未解決のままもちこした境界紛争については、それを20年以内に交渉または国際調停で解決できないとき、紛争当事国は、つぎのいずれかの平和的な解決方法をえらばなければならない。この3つの選択について、合意が達成されなければ、bの選択が義務的であるものとする。

- a. この境界紛争を凍結する；
- b. 上記20年間の交渉の不成功後、1年間以内に国際裁判に解決をまかせる；または
- c. つぎの選択肢について、係争地の住民投票をおこない、その投票結果にしたがう。

すなわち、国際裁判へ問題解決をまかせる；係争地を独立国にする；係争国を一方または他方の領土とする；または世界連邦の領土とする。

2 南極大陸については、ひきつづき各国の領土請求権は凍結される。月その他の天体をふくむ宇宙空間は、国家の取得の対象とならず、もっぱら平和的に利用されなければならない、領域理事会は、それを確実に保障するための機構を考案し、それを総会に提案する。

3 領域理事会の成員は、総会がえらぶ45か国、すなわち、他国との領土問題があると申したてる国家；自国領土の一部を世界連邦に移譲した国家；他国と領土問題をもっていない国家；下院がえらぶ海洋国の下院議員15名と非海洋国の下院議員30名、計90名からなる。そのうちの15か国と下院議員15名は、3年の任期で毎年えらばれる。

4 領域理事会は、つぎのような問題をあつかう主要任務を有する。

- a. 国家主権および管轄権のおよぶ地理的範囲の画定；
- b. 世界連邦じたいの領土・領海・領空にかんする諸問題；
- c. 全人類主権がおよぶ公海、深海海底、および宇宙空間の諸問題；および
- d. 理事会のもとにある省庁を統轄すること。

5 世界の行政区域は、国連の地域経済委員会のものにそい、つぎの5つに大別する。すなわち、アジア・太平洋地域；西アジア地域；アフリカ地域；ヨーロッパ地域；およびラテンアメリカ地域。

6 領域理事会のもとに、領域省；海洋省；国際運輸省；万国郵便連合（UPU）にかわる万国郵便省、国際情報省などを設置する。領域理事会は、大統領から同意をえて、その任務の範囲内の問題について、関係国と世界連邦の省庁に勧告することができる。

第83条（環境エネルギー理事会） 1 環境エネルギー理事会の制度は、環境とエネルギーにかんする国連システム内外の機関を活用する。世界連邦は、これらの機関との協定によって、それらの機関を環境エネルギー理事会に編入する。

2 環境エネルギー理事会が、最大の力を發揮することがもとめられるのは、とりわけ、地球温暖化の防止、きれいで安全なエネルギーの公正な供給などである。

3 理事会は、環境エネルギー問題について、大統領の同意をえて、関係国と世界連邦の省庁に勧告することができる。

4 環境エネルギー理事会のもとには、世界気象機関（WMO）を改組した世界気象省；および世界エネルギー省などを設置する。これらの省の長官は、理事会によりえらばれる。

第84条（経済社会理事会） 1 経済社会理事会の制度は、国際連合の経済社会理事会内外のシステムを活用して組織される。

2 理事会は、国連が維持してきたつぎのような既存の機関で、他の理事会の管轄下にない諸機関を継承する。すなわち、機能委員会、地域委員会、常設委員会、専門家機関、国連児童基金、国連貿易開発会議、各種専門機関、IからIII類までの非政府組織（NGO）。

3 これらの機関にもとづいて、またはそれらを改編して、経済社会理事会には、ユネスコ（UNESCO）のかわりに教育科学文化省；世界保健機関（WHO）のかわりに世界保健省；国際労働機関（ILO）のかわりに国際労働省；食料農業機関（FAO）と世界食料理事会（WFC）などを統合して農業省；国連貿易開発会議（UNCTAD）と国際貿易センター（ITC）などを継承して貿易産業省などを設置する。

4 理事会の主要任務は、第77条の第4項のほか、つぎのとおりである。

- a. 経済的、社会的、文化的、教育的、保健的国際事項、およびそれらの関係国際事項について第1次的な責任を有し、理事会の方針を決定または宣言すること；および
- b. それでも不十分なときは、総会、国家、世界連邦の省庁に勧告することができる。

5 第1次世界連邦憲法のもとでは、経済社会理事会の任務が過重負担であることにかんがみ、世界連邦の成立後すくなくとも15年以内に、同理事会は、経済理事会と社会理事会にわかれて、前理事会の任務を分担する。

第85条（財政理事会） 1 財政理事会の主要な任務は、税制にかんする条約案または法案を総会に提出すること；予算案を作成して内閣に提出し、また内閣に決算を報告すること；予見しがたい支出のための予備費を支出すること；および世界連邦の財政状況について、すくなくとも年1回、内閣と総会に報告することである。

2 理事会は、各国家の国民総所得（GNP）だけでなく、国民一人当たりの収入を考慮した財政政策をとらなければならない。やむをえない事情で、国家または個人が連邦税をおさめることができないときは、それを軽減または免除できるものとする。

3 世界連邦が、各国の国民から租税を徴収できる制度が完成するまでの一定期間、個人にかわり各国家が一定の分担金を世界連邦にしほらうものとする。

4 世界連邦民は、前項の一定期間の終了後、世界連邦に直接的に連邦税をしほらう。各国家も、自治体も、法人も、連邦の成員として、連邦税をしほらうものとする。

5 財政理事会のもとに、財政省、連邦税庁などを設置する。

第86条（人権理事会） 1 人権理事会の制度は、国際連合の人権理事会内外のシステムを活用して組織される。

2 人権理事会は、総会でえらばれる45の国家と下院議員45名からなり、これら計90名の代表は、衡平な地理的分配にもとづいて、つぎの地域的グループのあいだで分配される。すなわち、アフリカ諸国グループからは26か国、アジア諸国グループから26か国、東欧諸国グループから11か国、ラテンアメリカとカリブ海諸国グループから14か国、西欧および他の諸国グループから13か国である。

3 人権理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 国家的および地域的特殊性、ならびにさまざまな歴史的、文化的、および宗教的背景の重要性を考慮にいれつつ、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生、他の地位による差別のないすべての者のための人権と基本的自由を促進し、保護すること；
- b. 人権理事会は、人権問題について、総会に提出する条約案と法案を作成すること；
- c. 人権侵害状況に対処し、それらについて勧告をおこなうこと；および
- d. 人権条約上の各国の義務と誓約の実施状況を普遍的かつ定期的に検討すること。

第87条（司法理事会） 1 世界連邦の成立直後も、一般的な性格の国際裁判所の裁判権をみとめていなかった国家については、第1次憲法の発効後、つぎの3種の条件について、世界連邦の成立から下記のような期間で、その条件を撤廃しなければならない。

- a. ある地域について裁判権をみとめないと地域的条件は、10年内に撤廃される；
- b. ある時点以前の事件については裁判権をみとめないと時間的条件は、15年以内に撤廃される；および
- c. ある事項につき裁判権をみとめないと事項的条件は、20年内に撤廃される。

2 司法理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 世界連邦の裁判所制度を段階的に統一するような方向で検討し提案する；
- b. 諸条約と世界連邦の法令の実施状況を普遍的かつ定期的に検討する；および
- c. 連邦民参加の紛争解決制度、および権利侵害阻止のための護民官制度を導入する。

3 世界連邦の最高裁判所、刑事裁判所、および海洋裁判所は、それぞれ既存の国際司法裁判所、国際刑事裁判所、および国連海洋法条約上の海洋法裁判所を継承する。

4 世界連邦は、各国の国内法上の事項について、当該国家の裁判所制度を尊重する。

5 司法理事会は、一般的な性格の裁判所のみならず、境界裁判所、および他の種類の裁判所の設立を発議し、司法面での条約案および法案を作成することができる。

6 世界連邦最高裁判所の設立後、20年経過してから、そのもとにアジア、アフリカ、アメリカ、欧州に第一審の地域裁判所を設置することを検討する。これらの裁判所が裁判権を有する事項は、条約の解釈；世界法上の問題；認定されれば条約および/または世界法の義務の違反となるような事実の存在；前項の義務の違反または国際犯罪にたいする賠償の性質または範囲；および関係国内法の許容する範囲内の国内法上の紛争である。

7 世界連邦の裁判所が、その裁判基準として適用するのは、とりわけ、世界連邦憲法と同憲法下の法令；条約；国際慣習；法の一般原則；判例と学説；当事者の合意があるばあいは、衡平と善；および国内法上の紛争については、関係する条約と国内法などである。

8 司法理事会のもとに、法務省を設置する。法務省は、3権分立による司法の独立を害さないような裁判所制度を研究し、それを発展させなければならない。

第2節 国家の不可譲の権利

A 総則

第88条（原則）1 世界連邦の成立後でも、政治的、経済的、社会的、文化的、および他の既存の国家制度は、つぎのばあいをのぞいて、その諸国家のゆずりえない権利として存続できるものとする。

- a. すでに世界連邦憲法がさだめている制度；
- b. 国家軍備のわずかな保有または全廃、および、連邦裁判所の普遍的裁判権の承認またはわずかな条件つきの承認；ならびに
- c. 世界連邦成立後に、その国家が、一方的宣言により、または世界連邦との合意にもとづいて、世界連邦に権能を移譲した事項。

2 世界連邦の成立前、国際条約で有していた各の権利は、それを条約当事者が制限しないかぎり、前項(a) (b) (c)から生ずる変更をくわえ、そのまま存続できるものとする。

3 世界連邦の成立前、国際慣習法で有していた各国家の権利は、世界慣習法として、そのまま原則的に存続するものとする。

4 自国憲法の維持、およびこの第2節から第3節までの諸条項がさだめている諸国家の権利は、これらの国家が同意しないかぎり、世界連邦の法令は侵害してならない。

B 民族自決権

第89条（民族自決権）1 国家は、みずからの意志で自国領の一部を世界連邦または第3国のために移譲しないかぎり、依然として自国領と自国民にたいする国家主権を有し、国名と地方名も、国籍法も、そのまま存続できる。

2 各国家は、国民投票により、独立国にいたるまでの民族自決権を有する。

3 独立にともなう独立国と世界連邦との権利義務関係は、独立前の外交交渉または調停で確定することをこころみ、それが不成功のばあいは、双方から同数の判事を任命し、それらの判事が裁判長をえらび、仲裁裁判で解決しなければならない。

C 政治、経済社会、文化、宗教上の権利

第90条（政治制度） 1 各国家は、普遍的な世界連邦の成立後でも、世界連邦憲法に反しないかぎり、既存の政治的制度、警察制度をふくむ行政機構、および自国の憲法上の諸制度を維持でき、世界連邦は、その構成国の内政に干渉してならない。

2 各国が、自国の国家首脳、政治体制、国家機関の選出方法を決定できる。ただし、世界連邦議会への代議員の選出方法は、世界連邦法の規定によるものとする。

3 國際条約上の各国の外交特権は、総会が制限しないかぎり、そのまま存続する。

第91条（経済社会制度） 1 各国家は、普遍的な世界連邦の成立後でも、既存の経済社会制度を維持でき、世界連邦の共通通貨が創出されても、各国は自国通貨を維持できる。

2 關税制度の維持、入国と移民政策も、連邦加盟国の権利であり、同国の合意なしに、けっして世界連邦は、そのような制度を制限または廃止する措置をとってはならない。

3 連邦加盟国における所有権をふくむ他の財産権の制度も、世界連邦は尊重しなければならない。ただし、世界連邦も、その各加盟国も、経済的分配が公正になるような措置をできるだけすみやかに、または段階的にとるものとする。

第92条（文化と宗教） 1 国家は、世界連邦の成立後であっても、既存の文化的制度を維持し、発展させることできる。他方、世界連邦は、各国独自の文化の継承と発展に考慮をはらわなければならない。

2 世界連邦は、世界の各民族の言語や習慣などの多様性を尊重し、けっしてそれらの縮小、統一性または廃止を強制してならない。世界連邦は、将来の全人類の共通語として、エスペラント語を奨励する。ただし、この学習も強制してならないものとする。

3 世界連邦は、特定宗教だけに關係をもってはならず、宗教が、公序良俗に反しないかぎり、世界連邦は、その自由の原則を堅持し、それに干渉してはならない。世界連邦は、世界の多様な宗教が対立することなく、むしろ協調關係を強化することに关心をもつ。

第3節 個人の権利義務

第93条（原則） 1 個人は、自国憲法のさだめる基本的人権のみならず、自国が加入していた既存の人権条約上の諸権利をも享有する。これらの諸権利は、世界連邦への国家の加入によって、悪影響をうけないものとする。

2 各国家は、基本的人権にかんする国内法だけでなく、既存の国際条約への加入と将来の国際条約の批准により、自国民の基本的人権をいっそう拡大することができる。

3 世界連邦の成立前の民族的意識のほかに、唯一の地球号、かけがえのない地球共同体の意識を高揚する目的で、世界連邦の総会は、世界連邦民権法を制定する。この法律は、国内法より世界法、民族主義よりも普遍主義が優位にあることに立脚する。

第94条（選挙権） 下院議員の選挙権と被選挙権について、世界連邦の選挙法は、国家、民族、人種、性、言語、または宗教の差別なしに、一様の規則をさだめなければならず、いかなる国家も、個人のそのような選挙権と被選挙権を害してはならない。

第95条（国籍と外国移住） 1 世界連邦の成立によって、すべての者は、万人共通の世界連邦民という地位を取得する。ただし、この取得によって、あらたな二重国籍制度を創設するものでない。

2 各国の国民は、世界連邦成立後であっても、その意に反して、自己の有する国籍をうしなわず、あらたな国籍をも付与もされないものとする。

3 世界連邦は、各国の国籍のほか、原則として世界連邦に固有な国籍を創設しない。ただし、つぎの者は、その申請により世界連邦共和国人として、世界連邦の国籍を有する。

- a. 無国籍者；および
- b. 世界連邦の領土となった飛地に主たる生活の根拠地をおく者で、飛地になるまえの本国が、その国籍の離脱をみとめる者。

4 世界連邦の成立前、出入国と外国移住にかんして、個人が有していた権利は、原則として、世界連邦の成立により制限されてならない。

第15章 第2次世界連邦憲章

第96条（目的と原則） 1 この憲章と他の重要な諸文書を参照し、第1次憲法からの継続性と多様性のなかの統一を考慮しつつ、第2次憲法の起草者は、その草案を作成する。府内においては、第3次憲法の起草は、将来の世代の良心にまかせる。

2 第2次憲法では、すべての者の幸福、連邦民間の信頼と交歓うながす積極的平和の樹立、および第1次憲法下で達成されなかつた諸目的などが明記されなければならない。

- 3 これらの目的を達成するにあたっては、つきの原則にしたがわなければならない。
- ひきつづき人間尊重、人類愛、互恵と互譲等の基本精神が、平和主義、民主主義、人権尊重などの原則の基礎となり、紛争は平和的手段でのみ解決される；
 - 制限主権は、第2次憲法下でも、合意と慣習法にもとづき、さらに制限される。そのような残存主権または管轄権は、国家の同意がなければ縮小されない；および
 - 第2次憲法の制定時に、その自由意志にもとづき世界連邦の成員になった国家は、そのごは世界連邦から脱退することができないものとする。

第97条（3権力分立） 1 立法院の世界連邦議会には、つきのような制度が追加される。

- 上院については、10選挙区のほか、全連邦を1選挙区としてえらばれる議員を追加する。選挙人は国家とし、被選挙人は2か国以上の推薦をうけるものとする。
- 下院は、政党への投票数に比例して各政党が指名する100名、10選挙区からえらばれる100名、小選挙区からえらばれる300名の議員からなる。一小選挙区は、選挙法のさだめる2か国以上からなる；および
- 条約案は、例外的にのみ世界連邦議会に提出されるものとする。

2 世界連邦の大統領が、行政府の長となる。第1次世界連邦憲法下の8つの理事会は、廃止され、その理事会のもとにあった省庁は、原則として、内閣のもとに配置される。

- 3 法体系と司法府も、つきのように、もっと統一的かつ普遍的に再編成される。
- 第1次憲法下の一般的条約は、整合性をもつように全連邦的な法律に改編する；
 - 第1次憲法下の世界連邦最高裁判所は、第2審として再編成される；および
 - 法の支配のため、連邦民参加の紛争解決制度と護民官制度をいっそう発展させる。

第16章 最終規定

第98条（世界連邦府の存続との補完関係） 1 府は、普遍的な世界連邦国家が誕生したのちは、世界法にもとづく法人格を取得するものとする。

2 府は、世界連邦誕生までの経験と情報の蓄積を活用し、世界連邦との関係において、その憲法が許容する範囲内で、全人類の一般的な意思と願望を表明する補完的役割をもつづける。インターネットと他の手段を駆使して、とくに全人類会議に宿している世界的規模での直接民主制の電算システムをさらに開発し発展させる。

3 府は、世界連邦の樹立後、世界連邦憲法について、定期的に再検討会議を招集するよう世界連邦に要請し、それが開催されるか否かにかかわらず、府は10年ごとに府独自の再検討会議を招集する。

第99条（所在地と公用語） 1 府は、その所在地を一定地域に限定しないで、ある場所をその所在地として指定できる。府は、所在地と周辺地区の当局に、よりおおくの便宜と安全が保障されよう要請する。

2 府の公用語は、英語、日本語およびフランス語とする。ロシア語、中国語、スペイン語、アラビア語、ドイツ語も使用される。ある言語が実際どの範囲で使用されうるかは、当該機関が決定する。

第100条（発効、批准および改正） 1 この憲章は、各国から1名ずつの50名以上からなる準備委員会または設立総会が、3分の2以上の多数で承認したとき発効する。

2 府の構成員になる国家は、その憲法上の手続にしたがい、批准書を府長に寄託する。批准書寄託調書は、府長が作成し、その謄本はインターネットで公開される。

3 憲章改正のための全人類会議は、同会議の理事会が決定する日と場所で開催することができる。その改正は、全人類会議の出席者の4分の3以上の多数、および加盟国の4分の3以上の多数が賛成したとき採択され、すべての会員にたいして効力を生ずる。

世界連邦府憲章の準備委員会委員、協力者と賛同者は、次頁以下のとおりである。